

平成 25 年度

山梨県の賃金概況



山 梨 労 働 局

CONTENTS

統計活用に当たっての留意事項	1
統計利用上の注意点	1
主な用語の定義	2
各調査の概要	4
山梨県の賃金状況	5
概況	5
給与等の年別変化	7
男女別賃金の推移	9
年齢階級別所定内給与	11
産業別、年齢別、規模別所定内賃金	12
産業別平均賃金	16
規模別平均賃金	17
職種別きまって支給する現金給与、所定内給与等	18
新規学卒者の初任給額	19
山梨県の産業別パート労働者の比率	21
山梨県の短時間労働者の賃金	22
世帯人員別標準生計費	26
山梨県の退職金制度	28
山梨県における最低賃金の概況	33
最低賃金制度の概要	33
山梨県内に適用されている最低賃金	35
特定（産業別）最低賃金の適用業種	36
特定（産業別）最低賃金が適用される主な産業 （日本標準産業分類より）	37
最低賃金制度の沿革	41
山梨県の最低賃金の歴史	41
特定（産業別）最低賃金の新設・廃止等	42
山梨県の特定（産業別）最低賃金改正の推移	43
平成 25 年度地域別最低賃金改正状況	44
山梨県最低賃金と一般賃金水準との比較	45

統計活用に当たっての留意事項

統計利用上の注意点

統計の限界を超えた利用をしない

統計数値がもつ意味を十分に理解し、その統計が説明し得る以上のものまで求めないことが大切です。たとえば、企業の平均賃金をそのまま比較して賃金水準の高低を論ずることは、実態を見間違ふおそれがあります。(平均賃金は、1人当たりの労務費を表しているに過ぎず、各企業の年齢、性等の労働者構成により平均賃金は大きく変動します。)また、平均値は、ちょうど真ん中に位置する労働者の数値を表すものではありません。(平均賃金より下位に属する労働者が、上位に属する労働者よりも多いのが通常です。)

統計には誤差があることを忘れない

統計数値のほとんどに誤差があります。したがって、統計を利用するには誤差の存在を忘れずに必要以上の精度を求めず、数値にある程度の幅をつけて見る必要があります。(誤差は標本調査の標本誤差、郵便調査の回答漏れなど調査対象の一部しか調査していないことから生じるもの、調査の実施段階での記入ミス、記入漏れ等により生じるものがあり、この両者が重なり合って誤差を生じさせています。)

統計用語を理解する

同じ用語であっても統計が異なるとその内容も違った意味であることがありますので、用語の定義を理解することが大切です。

調査範囲に注意する

調査範囲は全国か特定地域か、対象産業は全産業か特定産業に限定したものか、調査事業所や調査企業の最低規模は何人かなどについて注意が必要です。(たとえば、賃金の水準は地域や企業規模によって大きく数値が異なります。したがって、調査対象を念頭において統計数値を見る必要があります。)

地方統計の見方

本書においては、山梨県の賃金を中心に掲載していますが、地方別の統計についてはサンプル数が少ないため、調査対象抽出替えの際の統計数値の変動が大きくなるおそれがあります。(例えば、賃金水準が極端に高低差がある企業間で抽出替えがなされた場合、その結果、得られる統計数値の変動は大きくなる。)したがって、時系列的に統計を見る場合、1年～2年の短期間の変化のみで見ると、実態とは違う判断をするおそれがあるので注意が必要です。

主な用語の定義

「賃金構造基本統計調査」における主な用語

常用労働者

次のうちいずれかに該当する労働者をいう。

期間を定めずに雇われている労働者。

1ヶ月を超える期間を定めて雇われている労働者。

日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月に、それぞれ18日以上雇用された労働者。

一般労働者

常用労働者のうち、短時間労働者以外の者をいう。

短時間労働者

常用労働者のうち、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

所定内実労働時間数

総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいう。したがって、事業所の就業規則などで定められた所定労働日における始業時刻から終業時刻までの時間において、実際に労働した時間数の合計をいう。

超過実労働時間数

事業所の就業規則などで定められた所定労働日における始業時刻から終業時刻までの時間以外に実際に労働した時間数及び所定休日において実際に労働した時間数をいう。

きまって支給する現金給与額

労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により6月分として支給された現金給与額をいい、所得税等を控除する前の額をいう。

所定内給与額

月間きまって支給する現金給与額から超過労働給与額(時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当等)を差し引いた額をいう。

1時間当たり所定内給与額

各労働者ごとに月間所定内給与額を月間所定内実労働時間数で除したものの、円未満の端数は四捨五入している。

年間賞与その他特別給与額

調査対象年の前年1年間(原則として1月から12月までの1年間)における賞与、期末手当等特別給与額をいう。

初任給額

調査年に採用し、6月30日現在で実際に雇用している新規学卒者(各年3月に学校教育法に基づく高校、高専・短大又は大学を卒業した者及び大学院修士課程を修了した者)の

所定内給与額から通勤手当を除いたものであり、かつ、その年度の初任給額として確定したものの。

「毎月勤労統計調査」における主な用語

パートタイム労働者

常用労働者のうち1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者をいう。

きまって支給する給与（定期給与）

労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によって、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって、超過労働給与を含む。

所定内給与

きまって支給する給与のうち所定外給与以外のものをいう。ここで所定外給与とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

特別に支払われた給与

夏季・年末賞与、労働協約の改訂等に伴う定期昇給やベースアップ等の差額追給、3ヵ月を超える期間で算定される給与、あらかじめ労働契約や規則等に定められていない一時的又は突発的理由に基づいて労働者に現実に支払われた給与、あらかじめ労働契約や規則等に定められていてもその支給が稀な給与及び支給事由の発生が不確定な給与等のことである。

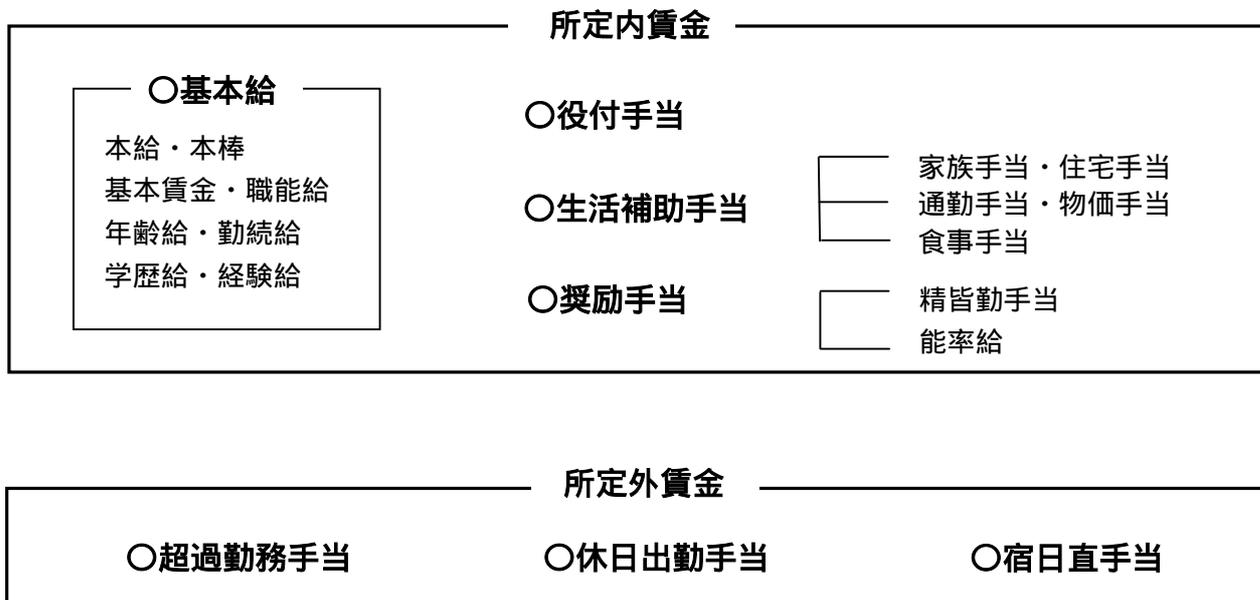
現金給与総額

「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額である。

参 考

所定内・所定外賃金区分図

（山梨県労政雇用課作成の統計で用いているもの）



各調査の概要

毎月勤労統計調査

全国調査：厚生労働省統計情報部 (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>)

地方調査：山梨県企画県民部統計調査課 (055-237-1111 内 1533

http://www.pref.yamanashi.jp/toukei_2/index.html)

事業所規模 5 人以上を対象として毎月実施。また、事業所規模 5 人未満を対象とし特別調査を毎年 9 月（7 月分等）に実施。

賃金、労働時間数、雇用の動き等を調査しており、

- ・産業別にみた賃金の動き
- ・産業間賃金格差
- ・男女間賃金格差
- ・労働時間指数
- ・常用雇用指数

等を把握することができる。

調査対象

山梨県 約 550 事業所（常用労働者 5 人以上）

全 国 約 33,000 事業所（常用労働者 5 人以上）

なお、対象事業所は、事業所規模 30 人以上の事業所で概ね 2 から 3 年間隔で入れ替えを行い、5 ～ 29 人規模の事業所では、半年ごとに全体の調査事業所の 3 分の 1 について交替し、各組 18 か月間継続調査するローテーション方式により調査を行っている。

賃金構造基本統計調査

全国調査：厚生労働省統計情報部 (http://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/toukei/)

地方調査：山梨労働局賃金室

労働者の賃金の実態を、産業、地域、企業規模、労働者の性、学歴、年齢、勤務年数等の別に明らかにする目的で毎年 1 回 6 月分賃金について調査を実施している。

調査対象は県内約 1,100 事業所、約 3 万 3 千人、全国で約 77,000 事業所を対象としている。

新卒者初任給調査

甲府商工会議所 (055-233-2241)

調査年の 4 月～5 月に山梨県内約 1,000 事業所を対象に調査を行っている。回収数は 20 年 387、21 年 411、23 年 388、24 年 407、25 年 400 事業所である。

労働事情実態調査

山梨県中小企業団体中央会 (055-237-3215)

調査年の 7 月 1 日の状況を、山梨県内の従業員 300 人以下の約 600 事業所を対象に調査を行っている。回収数は 20 年 247、21 年 251、22 年 224、23 年 250、24 年 246、25 年 226 事業所である。

2009 中小企業の賃金事情

山梨県労政雇用課 (055-223-1561)

<http://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/tinginjijo.html>)

常用従業員 10 人以上の事業所から無作為抽出した約 850 事業所を対象として、2009 年 7 月 31 日の状況を調査している。

統計データを探すには…

政府統計の総合窓口 *e-stat* (<http://www.e-stat.go.jp>) が便利です。

山 梨 県 の 賃 金 状 況

概 況

1 山梨県の賃金水準

県内の賃金の水準をみると、毎月勤労統計調査(平成 25 年地方調査結果、規模 30 人以上)では、1 か月当たり 318,727 円(第 2 表)となっており、全国平均の 357,977 円(第 4 表)と比べ 39,250 円低く、全国平均の 89.0%となっている。

また、男女別の所定内賃金は、賃金構造基本統計調査(平成 25 年調査、以下同じ)では、所定内賃金が男性 299,600 円、女性 214,200 円(第 6 表)となっており、全国(男性 326,000 円、女性 232,600 円、第 7 表)と比べ男性が 26,400 円、女性が 18,400 円低くなっている。

県内における、女性の賃金は男性の賃金の 71.5%となっている。男女間の格差は、長期的には縮小しているが、その要因として、近年、男性の賃金が減少していることによる。

(P7~10)

2 山梨県内の賃金の年次別推移

男女別賃金の推移

県内の平成 25 年男女別所定内賃金は、前記 1 のとおりであり、平成 24 年と比較すると男性は 0.8%減少し、女性は 0.2%増加した。また、平成 15 年と比較すると(第 6 表)、男性は 8.6%、女性は 1.1%減少した。

全国(第 7 表)では、平成 24 年と比較すると男性は 0.9%、女性は 0.2%それぞれ減少している。

(P9~10)

年齢階層別賃金の推移

県内の平成 25 年年齢階層別所定内賃金は、男性は 45~49 歳層の 371,200 円(第 9 表、平成 24 年は 50~54 歳層)、女性は 45~49 歳層の 235,600 円(第 9 表、平成 24 年は 45~49 歳層)が最も高くなっている。

(P11)

産業別賃金の状況

県内の平成 25 年所定内賃金を産業別(企業規模計・年齢計)でみると、男性は電気・ガス・熱供給・水道業の 414,100 円、女性も電気・ガス・熱供給・水道業の 363,300 円(第 10 表)が最も高くなっている。

(P12~16)

企業規模別賃金の推移

県内の平成 25 年 6 月の所定内給与額を企業規模別にみると、規模 1,000 人以上では、322,100 円、規模 100~999 人では 263,800 円、規模 10~99 人では 247,900 円となっている(第 14 表)。

また、規模 1,000 人以上を 100 とする指数に換算すると、規模 100~999 人が 81.9、規模 10~99 人が 77.0 となる(第 14 表で換算)。

(P17)

3 新規学卒者の初任給の推移

県内の新規学卒者(平成 25 年 3 月に卒業した者)の初任給を平成 25 年賃金構造基本統計調査(第 18 表)でみると、男性の高卒 160,600 円(全国 158,900 円)、大卒 192,800 円(同 200,200 円)、女性の高卒 145,800 円(同 151,300 円)、大卒 189,300 円(同 195,100 円)となり、平成 15 年を 100 とする指数に換算すると、男性が高卒で 97.9、大卒で 100.1、女性が高卒で 96.1、大卒で 98.0 となる。

また、全国を 100 とする指数に換算すると、男性が高卒で 101.1、大卒で 96.3、女性が高卒で 96.4、大卒で 97.0 となる。(P19)

4 短時間労働者の賃金の推移

県内の短時間労働者の平成 25 年における 1 時間当たりの賃金をみると、企業規模計・産業計において、女性は 967 円(第 28 表)となり全国産業計を 100 とする指数で見ると 96.0、男性は 1,014 円(第 29 表)で全国企業規模計・産業計の 92.6 の水準となっている。

また、平成 21 年の時間額と比較すると男性は 7.5%減少、女性は 1.9%増加した。

(P21~25)

5 標準生計費の推移

山梨県発行の平成 25 年 4 月の甲府市の世帯人員別標準生計費(第 32 表)を全国平均(第 33 表)と比較すると、世帯 1 人が 111,540 円(全国平均 120,800 円)、世帯 2 人が 155,180 円(同 168,720 円)、世帯 3 人が 177,790 円(同 195,220 円)、世帯 4 人が 200,370 円(同 221,680 円)、世帯 5 人が 222,980 円(同 248,150 円)、これは全国平均のそれぞれ-7.7%、-8.0%、-8.9%、-9.6%、-10.1%となっている。

また、平成 15 年を 100 とした指数では、世帯 1 人が 90.2、世帯 2 人が 92.4、世帯 3 人が 87.4、世帯 4 人が 83.9、世帯 5 人が 81.3 となっている。(P26~27)

6 退職金制度の現状

県内企業における退職金制度の有無については、山梨県発行の「2009 中小企業の賃金事情」によれば、調査企業全体の 81.0%が制度を有していた(第 35 表)。

制度の形態別をみると(第 36 表)、中小企業の 61.3%が退職一時金のみで、退職一時金と退職年金の併用が 26.0%であり、支払準備金の状況では(第 37 表)、社内準備のみとした企業が 23.2%、中小企業退職金共済制度のみが 23.5%となっている。(P28)

退職一時金の受給に必要な最低勤続年数は(第 38 表)、会社都合では 3 年の 36.8%が最も多く、ついで 1 年の 25.5%、2 年の 15.9%となっている。

また、自己都合でも 3 年の 47.0%が最も多く、ついで 2 年の 17.2%、1 年の 16.6%となっている。

退職一時金算定の基礎となる額では(第 39 表)、退職時の賃金とした企業が 39.4%と多く、別に定めるとした 26.8%の内訳では、別テーブル方式 25.9%、定額方式 32.1%、点数方式 30.9%であった。(P29)

一方、退職年金の支払い準備形態では(第 42 表)、調整年金 39.7%、確定拠出年金 16.5%であり、適格年金は 20.7%であった。

退職年金の源資拠出については(第 43 表)、全額使用者が拠出しているが 70.2%と大半を占めており、年金の支給期間で見ると(第 44 表)、10 年が 24.8%、終身が 45.5%で、物価や賃金の上昇に対するスライド制は(第 45 表)70.2%が「ない」と回答している。(P30)

山梨県内の退職金のデータについては、その詳細なものは少ないが、現在公表されているモデル退職金(第 46・47 表)を示している。(P31~32)

なお、「中小企業の賃金事情」(山梨県発行)は、2010 年以降は発行されていない。

給与等の年別変化

山梨県（事業所規模5人以上）〔第1表〕

年	総実労働時間 (時間)	所定内労働時間 (時間)	所定外労働時間 (時間)	出勤日数 (日)	現金給与と総額 (円)	対前年比 (%)	定期給与 (円)	所定内給与 (円)
平成16年	155.9	145.2	10.7	19.9	311,854	-2.8	259,579	240,720
平成17年	154.2	143.8	10.4	19.8	306,992	-1.5	255,909	237,655
平成18年	156.0	144.6	11.4	19.8	318,835	3.8	263,899	244,286
平成19年	155.7	144.4	11.3	19.9	309,345	-1.7	259,661	241,151
平成20年	153.8	143.3	10.5	19.7	301,028	-2.6	255,286	237,983
平成21年	149.3	141.0	8.3	19.3	287,114	-5.1	245,601	231,794
平成22年	148.2	138.6	9.6	19.2	286,047	-1.2	241,463	225,390
平成23年	150.0	140.0	10.0	19.3	293,665	1.8	248,742	231,305
平成24年	147.6	138.1	9.5	19.3	282,692	-1.7	239,929	224,526
平成25年	147.2	137.3	9.9	19.2	286,700	1.3	242,668	226,625

山梨県（事業所規模30人以上）〔第2表〕

年	総実労働時間 (時間)	所定内労働時間 (時間)	所定外労働時間 (時間)	出勤日数 (日)	現金給与と総額 (円)	対前年比 (%)	定期給与 (円)	所定内給与 (円)
平成16年	156.2	142.5	13.7	19.5	346,466	-0.7	278,527	252,334
平成17年	156.8	143.7	13.1	19.6	353,116	1.0	283,477	258,220
平成18年	157.9	143.3	14.6	19.6	357,467	1.2	285,546	258,467
平成19年	154.8	141.4	13.4	19.5	343,387	-1.7	278,971	255,497
平成20年	152.9	140.6	12.3	19.2	333,912	-2.6	274,958	253,625
平成21年	151.7	141.8	9.9	19.0	316,189	-6.0	266,055	248,490
平成22年	153.2	141.3	11.9	19.1	318,721	-0.7	263,110	241,871
平成23年	152.9	141.4	11.5	19.1	319,480	-1.0	265,842	244,266
平成24年	150.7	138.5	12.2	19.2	318,130	3.0	263,274	242,180
平成25年	150.7	138.8	11.9	19.1	318,727	0.0	263,608	242,615

全国（事業所規模5人以上）〔第3表〕

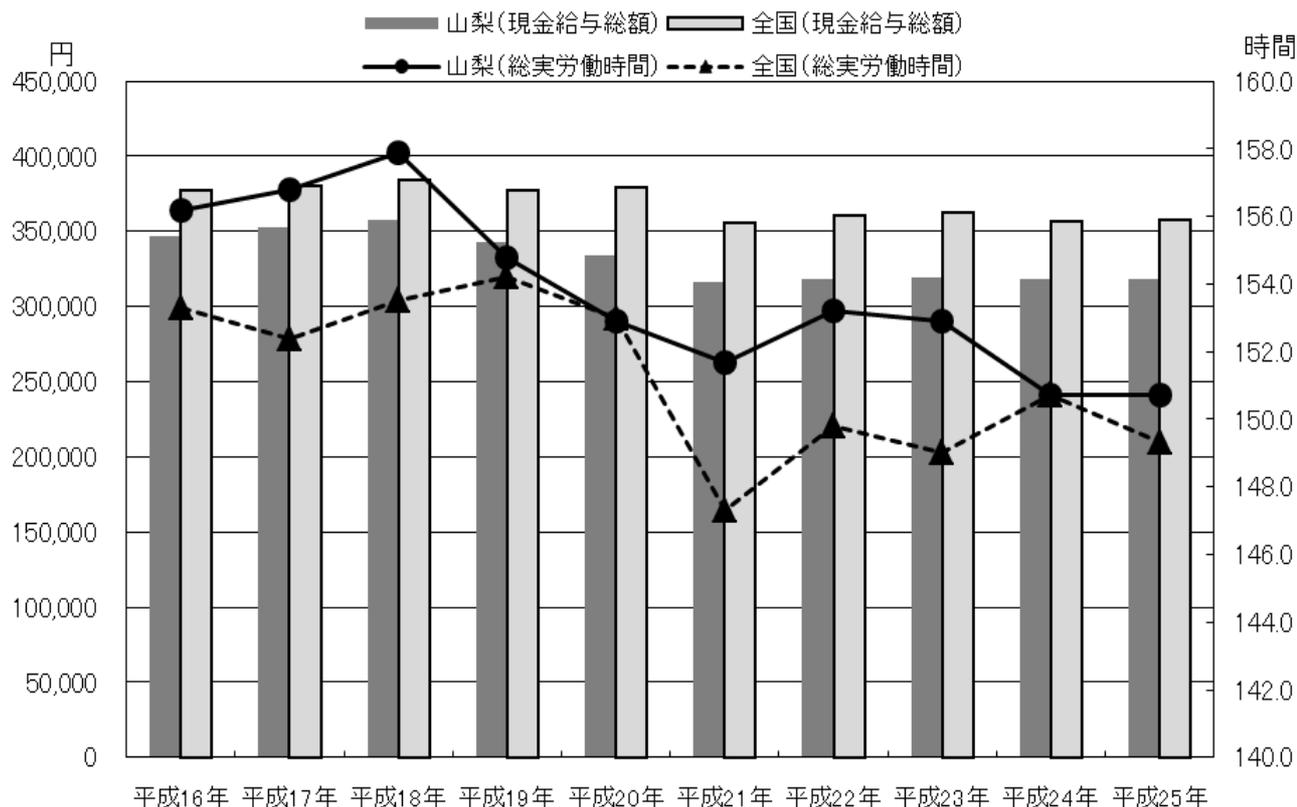
年	総実労働時間 (時間)	所定内労働時間 (時間)	所定外労働時間 (時間)	出勤日数 (日)	現金給与と総額 (円)	対前年比 (%)	定期給与 (円)	所定内給与 (円)
平成16年	151.3	141.0	10.3	19.7	332,784	-0.7	272,047	253,105
平成17年	150.2	139.8	10.4	19.5	334,910	0.6	272,802	253,497
平成18年	150.9	140.2	10.7	19.5	335,774	0.3	272,614	252,809
平成19年	150.7	139.7	11.0	19.4	330,313	-1.0	269,508	249,755
平成20年	149.3	138.6	10.7	19.3	331,300	-0.3	270,511	251,068
平成21年	144.4	135.2	9.2	18.9	315,294	-3.9	262,357	245,687
平成22年	146.2	136.2	10.0	19.0	317,321	0.5	263,245	245,038
平成23年	145.6	135.6	10.0	19.0	316,792	-0.2	262,373	244,001
平成24年	147.1	136.7	10.4	19.1	314,127	-0.7	261,585	242,824
平成25年	145.5	134.9	10.6	18.9	314,054	0.0	260,353	241,250

全国（事業所規模30人以上）〔第4表〕

年	総実労働時間 (時間)	所定内労働時間 (時間)	所定外労働時間 (時間)	出勤日数 (日)	現金給与と総額 (円)	対前年比 (%)	定期給与 (円)	所定内給与 (円)
平成16年	153.3	140.9	12.4	19.6	376,964	-0.8	299,380	273,978
平成17年	152.4	140.0	12.4	19.4	380,438	1.0	300,918	275,205
平成18年	153.5	140.6	12.9	19.4	384,401	1.0	302,746	276,411
平成19年	154.2	140.8	13.4	19.4	377,731	-0.9	299,782	273,625
平成20年	153.0	140.1	12.9	19.3	379,497	-0.5	300,694	275,178
平成21年	147.3	136.4	10.9	18.8	355,223	-5.0	288,478	267,027
平成22年	149.8	137.8	12.0	19.0	360,276	1.1	291,210	267,343
平成23年	149.0	137.1	11.9	19.0	362,296	0.2	291,783	267,832
平成24年	150.7	138.5	12.2	19.2	356,649	-0.6	289,794	265,820
平成25年	149.3	136.9	12.4	18.9	357,977	0.3	289,150	264,647

資料出所：毎月勤労統計調査

常用労働者の1か月あたりの現金給与総額及び総実労働時間〔第1図〕
 (事業所規模30人以上)



資料出所：毎月勤労統計調査

年別平均賃金(産業計、規模計、山梨県)〔第5表〕

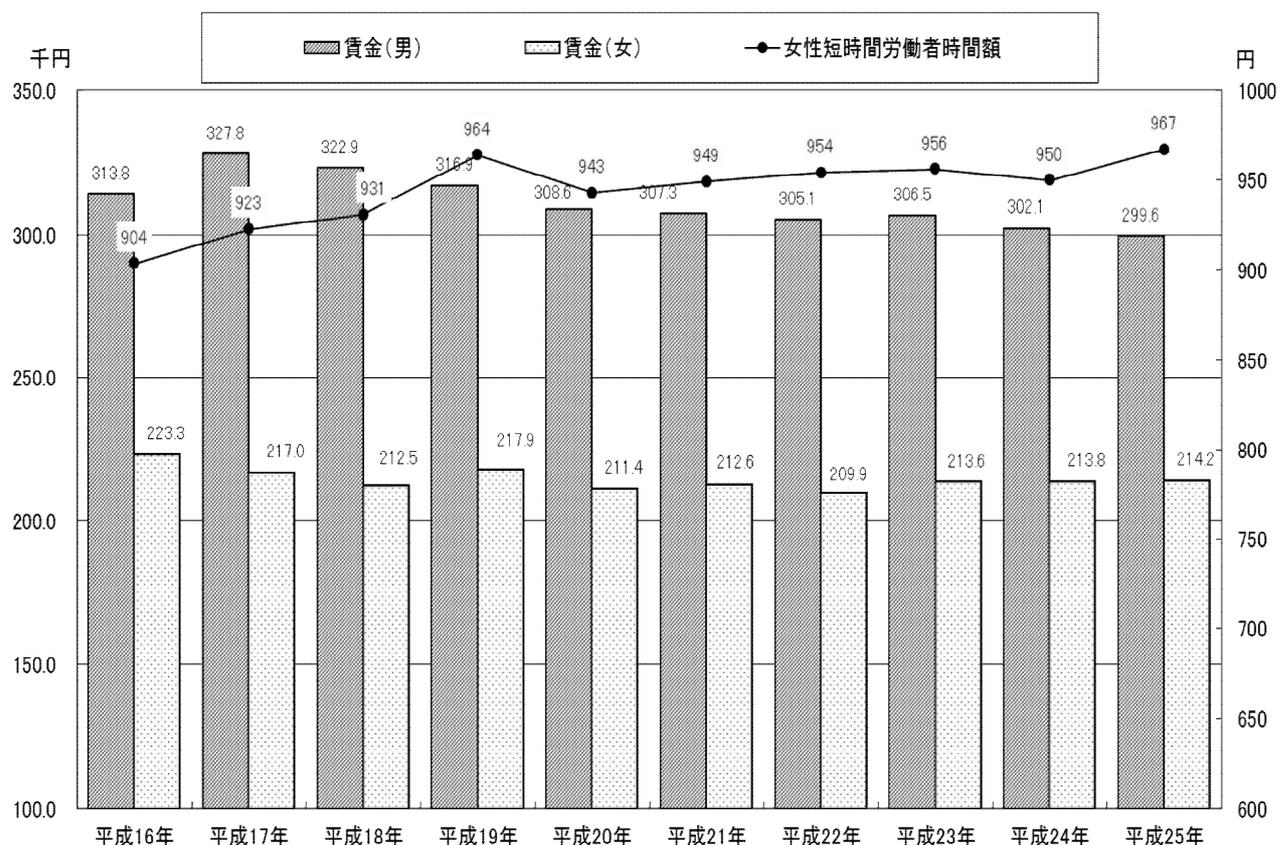
年	区分	年齢 (歳)	勤続年数 (年)	所定内実労働 時間数 (時間)	超過実労働 時間数 (時間)	きまって支給する	
						現金給与額 (千円)	所定内給与額 (千円)
平成21年	全体	42.0	11.4	166	9	294.3	275.7
	男	42.4	12.6	167	11	329.0	307.3
	女	41.1	8.8	164	7	224.9	212.6
平成22年	全体	41.7	11.2	167	13	298.4	273.6
	男	41.9	12.3	167	15	335.4	305.1
	女	41.4	8.8	165	8	223.4	209.9
平成23年	全体	42.1	11.6	166	13	304.0	275.5
	男	42.3	12.6	168	16	339.0	306.5
	女	41.6	9.4	164	7	226.9	213.6
平成24年	全体	42.2	11.8	166	13	298.9	272.0
	男	42.6	13.2	167	16	335.5	302.1
	女	41.4	9.0	164	7	228.1	213.8
平成25年	全体	42.3	11.9	164	14	302.2	272.8
	男	42.8	13.1	165	16	334.3	299.6
	女	41.1	9.3	161	9	231.8	214.2

資料出所：賃金構造基本統計調査

男女別賃金の推移（所定内賃金、山梨県）〔第6表〕

区分 年	男女計		男性		女性		女性 短時間労働者		男女比 (男性賃金を 100)
	賃金 (千円)	上昇率 (%)	賃金 (千円)	上昇率 (%)	賃金 (千円)	上昇率 (%)	時間額 (円)	上昇率 (%)	
平成15年	294.6	1.2	327.9	1.0	216.5	0.0	883	-2.3	66.0
平成16年	287.7	-2.3	313.8	-4.3	223.3	3.1	904	2.4	71.2
平成17年	294.9	2.5	327.8	4.5	217.0	-2.8	923	2.1	66.2
平成18年	288.1	-2.3	322.9	-1.5	212.5	-2.1	931	0.9	65.8
平成19年	283.3	-1.7	316.9	-1.9	217.9	2.5	964	3.5	68.8
平成20年	276.6	-2.4	308.6	-2.6	211.4	-3.0	943	-2.2	68.5
平成21年	275.7	-0.3	307.3	-0.4	212.6	0.6	949	0.6	69.2
平成22年	273.6	-0.8	305.1	-0.7	209.9	-1.3	954	0.5	68.8
平成23年	277.5	1.4	306.5	0.5	213.6	1.8	956	0.2	69.7
平成24年	272.0	-2.0	302.1	-1.4	213.8	0.1	950	-0.6	70.8
平成25年	272.8	0.3	299.6	-0.8	214.2	0.2	967	1.8	71.5

山梨県男女別賃金の変化〔第2図〕



資料出所：賃金構造基本統計調査

男女別賃金の推移（所定内賃金、全国）〔第7表〕

区分 年	男女計		男性		女性		女性 短時間労働者		男女比 (男性賃金を100)
	賃金 (千円)	上昇率 (%)	賃金 (千円)	上昇率 (%)	賃金 (千円)	上昇率 (%)	時間額 (円)	上昇率 (%)	
平成16年	301.6	-0.2	333.9	-0.5	225.6	0.6	904	1.2	67.6
平成17年	302.0	0.1	337.8	1.2	222.5	-1.4	942	4.2	65.9
平成18年	301.8	-0.1	337.7	0.0	222.6	0.0	940	-0.2	65.9
平成19年	301.1	-0.2	336.7	-0.3	225.2	1.2	962	2.3	66.9
平成20年	299.1	-0.7	333.7	-0.9	226.1	0.4	975	1.4	67.8
平成21年	294.5	-1.5	326.8	-2.1	228.0	0.8	973	-0.2	69.8
平成22年	296.2	0.6	328.3	0.5	227.6	-0.2	979	0.6	69.3
平成23年	296.8	0.2	328.3	0.0	231.9	1.9	988	0.9	70.6
平成24年	297.7	0.3	329.0	0.2	233.1	0.5	1,001	1.3	70.9
平成25年	295.7	-0.7	326.0	-0.9	232.6	-0.2	1007	0.6	71.3

資料出所：賃金構造基本統計調査

男女別、企業規模別、年間賞与その他特別給与額の推移（山梨県）〔第8表〕

区分 年	男性(千円)				女性(千円)				男女比 (男性賞与を100)
	企業規模計 (10人以上)	1000人以上	1000~999人	10~99人	企業規模計 (10人以上)	1000人以上	1000~999人	10~99人	
平成16年	875.6	1576.1	955.3	501.3	548.9	871.6	598.0	419.5	62.7
平成17年	943.3	1514.4	967.6	556.5	561.7	784.6	600.1	411.3	59.5
平成18年	1028.3	1857.5	988.2	498.7	520.6	793.0	573.2	358.6	50.6
平成19年	988.2	1899.6	1032.7	466.2	576.3	781.7	639.0	413.7	58.3
平成20年	947.3	1592.3	987.1	544.2	507.6	787.6	561.7	366.9	53.6
平成21年	893.4	1850.8	837.0	482.9	502.0	839.0	508.0	368.4	56.2
平成22年	722.5	1423.5	715.6	406.2	440.9	686.9	455.1	362.1	61.0
平成23年	918.1	1861.0	833.5	547.8	511.9	755.6	535.1	388.1	55.8
平成24年	846.6	1592.9	790.4	428.8	463.3	570.6	542.0	343.5	54.7
平成25年	840.6	1524.6	750.9	465.2	500.2	753.9	444.5	373.8	59.5

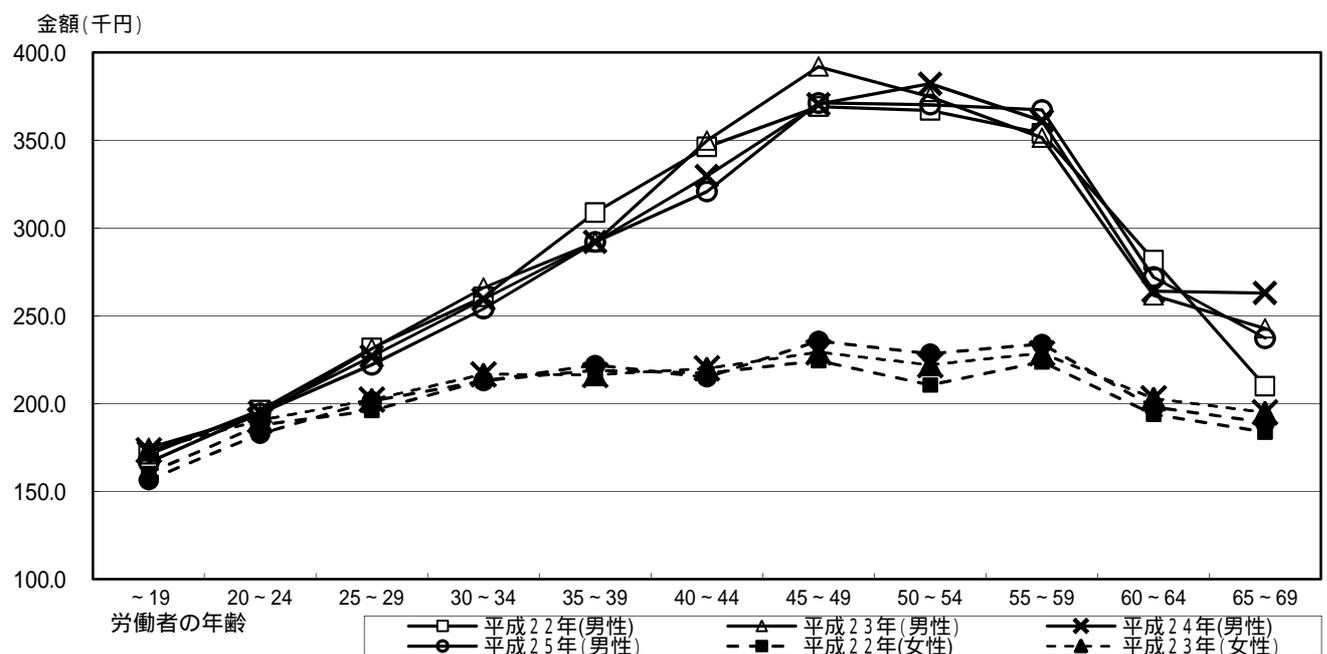
資料出所：賃金構造基本統計調査

年齢階級別所定内給与 [第9表]

(単位:千円)

区分 年齢	男性				女性			
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
山梨県平均	305.1	306.5	302.1	299.6	209.9	213.6	213.8	214.2
~19歳	171.1	174.7	172.2	166.5	160.3	158.7	173.3	156.5
20~24	196.2	193.2	195.0	194.5	187.8	187.2	190.5	182.7
25~29	231.6	231.3	226.8	222.1	196.0	201.7	202.2	201.4
30~34	260.7	266.0	259.4	254.0	213.0	223.8	216.6	212.8
35~39	308.8	291.8	292.0	292.0	218.8	224.4	216.3	221.9
40~44	346.2	349.7	329.5	320.7	217.2	228.0	220.0	214.9
45~49	369.1	391.8	370.4	371.2	224.4	223.7	229.2	235.6
50~54	366.9	374.7	382.1	370.2	210.5	226.7	221.9	228.4
55~59	353.9	351.3	361.0	367.2	223.7	216.9	228.6	233.9
60~64	281.7	261.5	264.0	272.0	193.8	203.2	202.9	197.9
65~69	209.8	242.7	262.9	237.2	183.7	145.2	194.9	189.2
70歳以上	255.9	193.8	234.6	207.9	271.7	177.9	178.5	203.2
全国平均	328.3	328.3	329.0	326.0	227.6	231.9	233.1	232.6
~19歳	172.3	170.9	169.4	170.0	160.3	157.6	161.3	159.3
20~24	199.8	200.7	200.5	200.7	189.5	190.7	190.5	190.4
25~29	236.8	238.5	237.1	236.5	215.0	215.0	216.7	215.2
30~34	278.4	277.8	278.3	275.2	230.7	233.1	232.7	230.5
35~39	322.0	319.9	319.6	314.5	241.9	247.5	244.2	244.6
40~44	370.5	368.1	363.3	357.3	247.6	254.1	254.9	249.8
45~49	409.2	411.1	408.1	397.6	249.1	253.2	256.6	256.9
50~54	417.2	417.9	423.7	417.7	245.4	251.9	252.7	254.2
55~59	392.2	390.8	398.7	394.8	231.3	239.3	240.4	245.2
60~64	283.2	281.4	278.1	281.1	206.1	205.2	211.3	209.0
65~69	264.6	257.5	260.7	263.7	198.9	198.0	205.6	208.1
70歳以上	256.9	283.8	286.8	249.9	207.4	217.6	213.1	208.2

年齢別賃金水準 (山梨県) [第3図]



資料出所：賃金構造基本統計調査

山梨県産業別、年齢階級別、企業規模別所定内賃金（平成25年） 【第10表】 (単位:千円)

産業 年齢階級	男					女					
	企業 規模計 (10人以上)	1000人 以上	100～ 999人	10～99人	5～9人	企業 規模計 (10人以上)	1000人 以上	100～ 999人	10～99人	5～9人	
産業計	年齢計	299.6	358.0	288.1	271.4	288.8	214.2	247.6	206.1	198.1	208.1
	～19歳	166.5	169.8	167.9	164.2	166.4	156.5	148.6	155.9	157.0	-
	20～24	194.5	200.5	193.7	188.9	186.7	182.7	199.9	177.2	175.7	171.5
	25～29	222.1	237.6	214.3	215.9	216.5	201.4	218.7	196.2	190.0	179.7
	30～34	254.0	281.8	244.8	241.6	253.1	212.8	235.5	208.2	203.2	199.6
	35～39	292.0	370.3	270.8	272.4	302.0	221.9	255.3	211.6	205.5	184.6
	40～44	320.7	386.3	300.6	294.1	335.2	214.9	224.5	211.6	211.4	186.1
	45～49	371.2	450.8	370.7	309.5	320.9	235.6	300.3	206.7	217.1	214.6
	50～54	370.2	468.3	354.1	319.5	325.2	228.4	261.6	230.7	202.8	210.1
	55～59	367.2	443.8	361.1	326.5	301.0	233.9	291.0	224.5	201.0	247.2
	60～64	272.0	379.6	260.4	245.0	244.8	197.9	242.3	175.4	186.1	242.3
	65～69	237.2	417.1	231.2	213.7	248.6	189.2	334.2	186.5	162.5	201.9
70歳～	207.9	151.9	200.9	213.0	172.1	203.2	339.0	210.1	134.6	435.8	
建設業	年齢計	301.3	382.0	345.9	287.3	305.8	190.1	216.7	206.3	185.8	305.3
	～19歳	164.7	171.4	-	164.0	-	152.3	-	-	152.3	-
	20～24	218.3	263.9	224.1	201.9	210.0	169.6	180.3	145.0	167.6	-
	25～29	252.8	317.3	240.8	229.1	213.3	193.1	218.1	194.7	167.2	-
	30～34	271.7	286.5	283.4	268.8	272.5	186.4	234.7	-	163.0	-
	35～39	312.5	430.0	328.0	296.6	307.1	237.7	-	237.7	-	-
	40～44	326.8	418.0	353.6	295.8	359.9	238.5	294.2	228.9	236.2	160.0
	45～49	313.5	421.0	393.5	302.3	350.0	172.4	-	-	172.4	-
	50～54	347.4	493.4	410.0	331.0	401.6	178.5	-	-	178.5	281.0
	55～59	386.8	601.3	394.8	368.8	273.4	237.0	-	230.4	270.0	185.5
	60～64	271.9	345.3	268.1	269.4	305.0	207.4	-	-	207.4	313.8
	65～69	233.1	-	378.0	231.2	-	150.0	-	-	150.0	-
70歳～	324.3	-	-	324.3	-	-	-	-	-	501.0	
製造業	年齢計	302.7	346.5	308.1	261.4	272.3	196.5	211.2	204.5	182.0	185.7
	～19歳	168.0	172.3	174.4	159.9	-	158.7	-	164.9	139.0	-
	20～24	193.7	198.3	199.4	177.9	163.0	176.2	181.5	179.1	168.9	192.4
	25～29	220.0	224.3	228.1	204.8	225.7	191.0	182.9	198.3	186.4	168.6
	30～34	255.9	281.4	257.8	227.9	250.7	208.7	203.9	217.9	197.0	170.3
	35～39	284.6	322.8	291.8	258.9	245.2	206.3	243.2	215.7	179.1	174.9
	40～44	320.3	370.9	317.7	280.4	369.1	209.8	199.4	228.5	193.1	315.0
	45～49	376.4	473.1	362.3	295.5	307.1	220.2	346.8	214.4	198.5	242.3
	50～54	394.8	478.3	399.5	318.5	293.9	197.1	174.2	212.0	187.1	169.9
	55～59	392.5	459.9	416.1	322.3	285.7	179.3	213.2	175.6	170.5	189.6
	60～64	271.0	264.0	334.8	242.8	186.3	165.0	195.1	156.0	158.0	186.3
	65～69	190.1	145.1	226.8	197.3	447.4	150.4	-	181.5	140.6	162.0
70歳～	226.2	-	260.7	195.4	146.0	179.9	-	-	179.9	-	

産業 年齢階級		男					女				
		企業 規模計 (10人以上)	1000人 以上	100～ 999人	10～99人	5～9人	企業 規模計 (10人以上)	1000人 以上	100～ 999人	10～99人	5～9人
電気・ ガス・ 熱供給・ 水道業	年齢計	414.1	457.6	263.4	359.8	-	363.3	412.0	213.3	210.1	-
	～19歳	188.5	189.3	188.3	-	-	-	-	-	-	-
	20～24	207.4	208.0	189.9	-	-	208.7	208.7	-	-	-
	25～29	264.3	273.0	209.8	256.8	-	238.6	238.6	-	-	-
	30～34	322.7	332.0	243.1	-	-	185.4	-	175.3	235.9	-
	35～39	364.1	422.9	250.7	335.3	-	346.2	428.0	208.6	177.0	-
	40～44	436.7	492.9	253.1	338.2	-	391.9	414.2	250.1	250.3	-
	45～49	542.0	609.7	300.7	384.3	-	601.4	699.2	112.3	-	-
	50～54	559.5	617.6	324.8	368.4	-	486.3	486.3	-	-	-
	55～59	494.5	514.4	335.9	457.1	-	-	-	-	-	-
	60～64	276.9	313.2	260.4	170.0	-	281.0	218.0	306.2	-	-
	65～69	241.8	-	241.8	-	-	-	-	-	-	-
	70歳～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業・ 小売業	年齢計	298.4	336.3	295.6	270.9	302.2	193.3	234.9	192.7	178.9	190.2
	～19歳	152.3	-	152.3	-	176.1	153.3	-	-	153.3	-
	20～24	186.4	212.1	194.2	167.2	184.0	180.7	202.5	188.8	155.3	165.3
	25～29	226.5	237.6	226.0	216.9	235.8	202.6	229.4	202.7	184.9	171.4
	30～34	261.2	277.6	267.9	237.5	238.8	222.6	268.3	214.8	197.2	276.6
	35～39	290.1	325.7	301.6	250.4	323.9	189.4	247.7	184.9	178.4	176.1
	40～44	341.6	368.8	328.4	335.8	352.4	189.2	251.0	177.9	179.0	195.0
	45～49	359.1	389.7	372.2	315.7	327.4	189.9	231.8	191.2	173.8	224.7
	50～54	387.9	440.3	382.1	341.8	343.1	195.0	178.0	215.8	184.8	171.1
	55～59	359.6	408.7	335.0	349.6	344.7	173.6	184.9	152.6	201.6	209.9
	60～64	242.6	233.3	286.7	208.0	262.0	154.9	-	157.7	151.6	187.2
	65～69	250.5	-	325.7	165.9	235.8	185.5	-	-	185.5	177.2
	70歳～	114.1	-	-	114.1	195.0	108.6	-	-	108.6	180.0
金融業・ 保険業	年齢計	400.2	430.4	361.3	219.0	344.6	247.0	252.5	219.0	219.8	218.9
	～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20～24	206.2	213.3	194.7	165.9	-	192.5	202.1	165.9	202.0	171.6
	25～29	239.6	253.7	218.8	211.4	265.0	224.7	228.5	211.4	184.8	-
	30～34	317.0	341.0	267.3	222.0	194.1	242.7	249.4	222.0	192.5	-
	35～39	394.2	449.3	290.0	266.7	300.0	238.4	232.7	266.7	304.0	145.0
	40～44	424.5	520.4	361.9	228.7	371.8	228.2	228.0	228.7	-	199.1
	45～49	536.0	586.7	447.3	211.0	-	220.8	225.0	211.0	-	370.0
	50～54	557.9	608.2	501.5	213.4	410.3	255.6	255.0	213.4	479.0	193.6
	55～59	474.5	448.6	511.1	-	373.2	310.3	310.3	-	-	145.0
	60～64	296.9	305.1	289.3	-	347.1	285.7	285.7	-	-	400.0
	65～69	-	-	-	-	-	363.4	363.4	-	-	250.0
	70歳～	-	-	-	-	-	361.8	361.8	-	-	-

産業 年齢階級	男					女					
	企業 規模計 (10人以上)	1000人 以上	100～ 999人	10～99人	5～9人	企業 規模計 (10人以上)	1000人 以上	100～ 999人	10～99人	5～9人	
（他に分類されないもの） サービス業	年齢計	236.7	184.4	244.8	230.6	279.2	174.1	170.0	175.6	169.6	208.3
	～19歳	151.3	-	151.3	-	134.8	137.5	-	137.5	-	-
	20～24	158.9	-	159.3	150.0	217.7	162.3	142.0	162.9	200.5	169.3
	25～29	180.4	129.0	181.1	192.5	215.7	169.0	145.0	175.2	-	230.6
	30～34	257.9	215.7	271.8	218.1	277.2	182.0	139.1	213.2	147.5	194.8
	35～39	212.7	197.4	200.9	245.7	305.4	182.0	180.1	182.4	-	217.3
	40～44	236.4	190.6	224.4	260.5	268.4	176.0	151.5	176.9	196.0	232.4
	45～49	345.7	-	366.5	277.5	310.1	168.1	227.0	160.4	-	-
	50～54	312.5	160.5	367.7	251.1	247.5	174.3	184.8	173.9	168.0	226.3
	55～59	223.7	192.9	215.9	233.5	345.7	192.4	216.9	155.6	210.8	188.0
	60～64	195.9	217.1	194.8	195.7	260.5	165.8	134.5	204.3	124.5	-
	65～69	166.2	203.4	164.6	143.4	215.4	147.9	121.3	199.4	130.0	-
	70歳～	151.8	131.0	172.6	-	210.0	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	年齢計	234.7	319.1	197.4	241.9	235.2	178.7	217.6	168.8	177.2	299.6
	～19歳	172.3	172.3	-	-	144.9	182.3	-	-	182.3	-
	20～24	183.4	191.1	166.2	151.0	165.6	209.9	224.2	-	176.5	-
	25～29	208.1	257.3	158.5	249.2	-	143.6	216.1	113.3	157.9	-
	30～34	222.9	284.3	163.3	231.6	122.3	185.6	175.5	208.6	166.9	-
	35～39	214.1	317.9	169.9	319.0	292.4	185.2	233.0	179.7	200.9	-
	40～44	233.2	317.7	215.5	235.6	299.4	179.1	166.4	180.8	160.5	-
	45～49	316.5	359.1	292.9	308.8	191.1	203.7	201.6	161.9	212.0	-
	50～54	247.9	421.0	198.0	252.9	161.0	197.8	285.9	144.0	188.6	-
	55～59	260.9	380.4	194.9	282.0	263.5	194.4	283.8	180.5	223.6	-
	60～64	193.8	246.9	161.5	209.8	199.3	135.6	162.9	129.0	134.7	299.6
	65～69	183.8	219.1	170.8	184.2	149.2	102.2	-	179.2	93.1	-
	70歳～	176.8	-	117.1	184.4	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	年齢計	353.5	439.3	297.9	294.0	190.0	240.0	274.9	234.7	218.3	199.0
	～19歳	201.0	-	-	201.0	-	158.6	-	-	158.6	-
	20～24	198.3	173.7	144.5	230.9	190.0	193.8	220.7	169.3	183.8	178.9
	25～29	236.0	232.5	239.1	235.8	-	214.3	229.2	223.0	193.4	176.8
	30～34	234.9	225.2	220.3	267.6	-	213.2	226.2	199.9	212.2	138.1
	35～39	395.9	540.4	252.9	259.3	-	250.4	291.8	239.3	226.7	165.6
	40～44	344.1	381.2	326.7	307.3	-	228.7	224.7	218.3	236.1	137.1
	45～49	472.9	344.8	721.6	473.7	-	275.6	358.1	206.4	237.6	196.0
	50～54	377.5	540.9	310.3	354.0	-	284.4	354.8	277.8	237.3	196.7
	55～59	418.4	463.1	361.7	375.2	-	278.0	339.0	284.6	227.5	576.5
	60～64	571.5	771.8	165.7	340.8	-	246.0	267.1	215.8	240.8	72.9
	65～69	709.2	986.1	-	210.6	-	258.4	-	210.0	312.6	-
	70歳～	151.7	-	162.4	136.3	-	-	-	-	-	-

資料出所：賃金構造基本統計調査

(注) 「-」は、該当する数値がない場合を示す。

産業別常用労働者の1か月当たりの定期給与等（山梨県・事業所規模5人以上）〔第11表〕

産 業	現金給与総額			定期給与		特別に支払われた給与		総実労働時間		所定外労働時間		＊時間単価	
	平成24年	平成25年	前年比	平成24年	平成25年	平成24年	平成25年	平成24年	平成25年	平成24年	平成25年	平成24年	平成25年
	(円)	(円)	(%)	(円)	(円)	(円)	(円)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(円)	(円)
産 業 計	282,692	286,700	1.3	239,929	242,668	42,763	44,032	147.6	147.2	9.5	9.9	1,600	1,621
建 設 業	308,410	336,775	9.3	281,506	297,937	26,904	38,838	166.2	166.4	6.9	8.4	1,676	1,768
製 造 業	344,532	347,154	0.8	281,900	283,898	62,632	63,256	162.8	164.4	15.9	17.0	1,690	1,683
情報通信業	430,124	422,932	-1.6	350,310	345,632	79,814	77,300	166.3	158.2	13.5	11.3	2,065	2,146
運輸業，郵便業	272,345	260,549	-4.5	248,758	231,034	23,587	29,515	168.5	162.6	15.6	19.2	1,443	1,380
卸売業，小売業	232,702	229,838	-1.3	200,835	204,986	31,867	24,852	142.9	142.5	5.1	6.2	1,393	1,423
金融業，保険業	371,943	396,046	6.3	300,824	315,546	71,119	80,500	145.7	142.2	5.8	4.8	2,044	2,200
宿泊業，飲食サービス業	115,525	111,555	-3.4	113,250	107,972	2,275	3,583	109.6	109.6	4.8	4.3	1,022	976
教育，学習支援業	384,516	413,577	7.3	308,617	318,847	75,899	94,730	142.5	143.6	11.5	9.0	2,123	2,186
医療，福祉	275,708	272,348	-1.2	229,869	233,407	45,839	38,941	137.7	137.3	4.4	4.2	1,656	1,687
複合サービス事業	349,446	340,260	-2.8	286,026	279,862	63,420	60,398	146.8	149.8	7.6	7.7	1,924	1,845
サービス業 (他に分類されないもの)	246,250	229,668	-7.2	212,068	197,274	34,182	32,394	138.3	135.6	8.0	8.9	1,512	1,431

* 時間単価は、定期給与 / (実労働時間 + 所定外労働 × 0.25) で計算した。

* 「常用労働者」とは、期間を定めず、または1カ月を超える期間を定めて雇用される者である。

資料出所：毎月勤労統計調査

規模別平均賃金

規模別平均賃金(平成 25 年 6 月、山梨県) [第 14 表]

区分 規模	年齢 (歳)	勤続年数 (年)	所定内 実労働 時間 (時間)	超過 実労働 時間 (時間)	きまって支給する 現金給与額		年間賞与 その他特 別給与額 (千円)
					(千円)	所定内給与額 (千円)	
企業規模計 (10人以上)	42.3	11.9	164	14	302.2	272.8	734.1
10～99人	43.9	10.6	171	11	268.1	247.9	436.0
100～999人	41.5	11.8	162	16	296.7	263.8	659.9
1000人以上	41.0	13.8	156	14	359.8	322.1	1273.9

資料出所：賃金構造基本統計調査

定期給与の前年同月比較(指数)

事業所規模 5 人以上 [第 15 表]

区分 年月	山梨(名目)		全国(名目)		山梨(実質)		全国(実質)	
	産業計	対前年増減率	産業計	対前年増減率	産業計	対前年増減率	産業計	対前年増減率
平成 21 年	102.6	-4.2	99.7	-2.2	101.4	-2.9	98.9	-0.8
平成 22 年	100.0	-2.6	100.0	0.3	100.0	-1.4	100.0	1.1
平成 23 年	102.1	2.1	99.6	-0.4	102.5	2.5	99.9	-0.1
平成 24 年	100.6	-1.5	99.5	-0.1	100.7	-1.8	99.8	-0.1
平成 25 年	101.7	1.1	99.0	-0.5	101.0	0.3	98.8	-1.0
平成25年 1月	99.1	0.6	97.9	-0.7	99.5	0.0	98.5	-0.4
平成25年 2月	101.2	2.0	98.7	-0.9	101.4	1.8	99.5	-0.2
平成25年 3月	101.9	1.8	99.2	-1.1	102.1	2.3	99.8	-0.1
平成25年 4月	102.5	1.9	100.4	-0.2	102.1	2.2	100.6	0.5
平成25年 5月	101.3	0.9	98.8	-0.4	100.9	0.8	98.9	-0.1
平成25年 6月	101.9	0.1	99.3	-0.5	101.6	-0.4	99.4	-0.8
平成25年 7月	102.1	0.6	98.9	-0.7	101.4	-0.5	98.7	-1.6
平成25年 8月	102.4	1.2	98.6	-0.4	101.1	-0.4	98.1	-1.5
平成25年 9月	101.4	0.1	98.7	-0.4	100.0	-1.1	97.7	-1.8
平成25年10月	101.9	0.8	99.3	-0.3	100.3	-0.6	98.2	-1.8
平成25年11月	102.6	1.6	99.4	-0.1	101.1	-0.3	98.3	-2.0
平成25年12月	102.6	2.2	99.2	-0.2	101.2	0.5	98.0	-2.1

事業所規模 30 人以上 [第 16 表]

区分 年月	山梨(名目)		全国(名目)		山梨(実質)		全国(実質)	
	産業計	対前年増減率	産業計	対前年増減率	産業計	対前年増減率	産業計	対前年増減率
平成 21 年	102.5	-3.9	99.4	-2.7	101.3	-2.5	98.6	-1.3
平成 22 年	100.0	-2.4	100.0	0.5	100.0	-1.3	100.0	1.4
平成 23 年	99.7	-0.3	99.9	-0.1	100.1	0.1	100.2	0.2
平成 24 年	102.1	2.4	100.1	0.2	102.2	2.1	100.4	0.2
平成 25 年	102.2	0.1	99.8	-0.3	101.5	-0.7	99.6	-0.8
平成25年 1月	101.0	2.0	98.7	-0.6	101.4	1.4	99.3	-0.3
平成25年 2月	101.7	2.2	99.4	-0.8	101.9	2.0	100.2	-0.1
平成25年 3月	102.1	0.9	99.9	-1.1	102.3	1.4	100.5	-0.1
平成25年 4月	102.7	0.5	101.1	-0.1	102.3	0.8	101.3	0.6
平成25年 5月	102.6	0.3	99.6	-0.2	102.2	0.2	99.7	0.1
平成25年 6月	102.3	-1.1	99.9	-0.4	102.0	-1.5	100.0	-0.7
平成25年 7月	102.2	-1.0	99.6	-0.4	101.5	-2.0	99.4	-1.3
平成25年 8月	102.2	-0.8	99.6	0.1	100.9	-2.3	99.1	-1.0
平成25年 9月	101.4	-1.5	99.6	0.0	100.0	-2.6	98.6	-1.4
平成25年10月	101.8	-0.8	100.3	0.3	100.2	-2.1	99.2	-1.2
平成25年11月	103.2	0.5	100.3	0.3	101.7	-1.4	99.2	-1.6
平成25年12月	102.8	0.2	100.1	0.2	101.4	-1.5	98.9	-1.7

(注) 平成 22 年の平均を 100 とした場合の指数。実質指数とは、平成 22 年の物価を基準として評価するため、消費者物価指数を使用して物価変動による影響を除去したものである。

資料出所：毎月勤労統計調査

平成25年 山梨県の職種・性別きまって支給する現金給与額、
 所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（産業計、企業規模計）〔第17表〕

職種	年齢	勤続年数	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	きまって支給する		年間賞与その他特別給与額
					現金給与額	所定内給与額	
	歳	年	時間	時間	千円	千円	千円
一級建築士 (男)	53.4	18.2	183	11	332.4	312.6	362.7
システム・エンジニア (男)	39.3	15.6	160	16	333.1	297.9	823.3
プログラマー (男)	30.1	5.2	156	17	269.6	239.9	435.4
医師(男) (男)	43.1	7.9	159	10	1104.0	934.1	1440.8
薬剤師 (女)	28.6	2.9	152	18	268.7	217.2	701.5
看護師 (男)	27.8	3.5	158	6	283.3	247.5	707.4
看護師 (女)	38.0	9.5	159	6	311.8	270.7	764.7
准看護師 (女)	49.1	10.8	154	7	308.3	268.1	779.1
看護補助者 (女)	50.2	7.3	153	3	185.9	173.1	478.8
栄養士 (女)	33.9	6.0	165	8	217.5	205.8	538.9
保育士(保母・保父) (女)	34.5	9.5	166	3	207.0	202.1	652.4
幼稚園教諭 (女)	32.1	8.2	170	1	221.4	219.8	751.2
高等学校教員 (男)	45.5	16.3	166	0	450.9	450.9	2105.8
大学教授 (男)	55.6	16.5	138	0	575.1	573.7	2433.9
個人教師、塾・予備校講師 (男)	28.6	4.7	172	11	223.7	207.7	177.4
個人教師、塾・予備校講師 (女)	27.8	4.2	172	15	210.7	192.3	203.1
電子計算機オペレーター (女)	40.4	8.5	150	6	199.7	191.2	539.3
百貨店店員 (男)	34.5	12.9	172	14	288.3	263.2	562.7
販売店員(百貨店店員を除く。) (男)	37.2	10.1	173	17	266.0	226.4	415.1
販売店員(百貨店店員を除く。) (女)	38.6	8.3	166	16	208.4	184.7	265.6
スーパー店チェッカー (女)	37.2	8.2	158	7	170.2	161.1	169.6
自動車外交販売員 (男)	35.0	9.8	177	15	284.4	261.5	739.1
保険外交員 (男)	43.3	9.8	152	3	308.1	303.0	785.2
保険外交員 (女)	49.3	12.0	133	0	244.8	244.8	546.4
洗たく工 (女)	46.6	7.0	171	5	159.6	154.4	77.1
調理士 (男)	43.8	9.8	175	17	297.5	268.4	364.6
調理士 (女)	47.3	6.5	170	5	213.0	206.1	422.1
給仕従事者 (男)	40.5	7.4	168	17	235.3	207.2	325.7
給仕従事者 (女)	41.7	5.1	166	16	177.9	157.9	138.9
娯楽接客員 (男)	34.6	7.7	174	10	263.6	246.6	169.6
娯楽接客員 (女)	42.1	7.8	162	5	203.9	196.5	211.2
警備員 (男)	51.6	9.4	175	20	234.7	210.7	409.6
自家用貨物自動車運転者 (男)	42.7	11.2	178	11	297.4	277.3	311.2
タクシー運転者 (男)	60.7	8.9	198	8	200.3	193.3	180.5
営業用バス運転者 (男)	52.5	9.1	168	47	295.1	236.4	415.5
営業用大型貨物自動車運転者 (男)	42.5	9.3	161	42	316.9	205.4	358.6
営業用普通・小型貨物自動車運転者 (男)	45.6	10.0	162	39	319.5	221.6	428.5
鋳物工 (男)	35.2	7.2	167	22	247.5	213.3	473.3
一般化学工 (男)	36.6	9.8	143	14	344.1	308.6	930.4
旋盤工 (男)	37.0	7.5	177	28	296.0	234.4	655.0
金属プレス工 (男)	37.4	9.9	166	12	254.0	228.8	545.1
鉄工 (男)	39.2	7.3	159	39	240.0	197.5	221.0
板金工 (男)	46.3	11.2	179	32	292.3	240.9	347.5
仕上工 (男)	50.2	9.2	173	39	222.5	178.9	244.2
溶接工 (男)	39.8	13.6	162	15	306.0	275.9	741.6
機械組立工 (男)	41.5	14.3	162	16	301.0	269.3	721.8
機械検査工 (男)	38.1	13.8	152	11	310.0	284.2	1161.9
機械修理工 (男)	43.7	18.0	157	22	369.9	318.6	855.1
重電機器組立工 (男)	39.2	18.1	142	11	203.4	186.2	433.4
通信機器組立工 (女)	53.7	7.0	153	2	176.5	174.2	277.4
半導体チップ製造工 (男)	46.3	27.3	150	14	403.5	357.1	855.1
自動車整備工 (男)	32.2	9.3	172	19	274.7	243.7	682.9
ミシン縫製工 (女)	51.7	13.9	175	10	171.4	160.8	51.4
家具工 (男)	38.3	7.7	175	21	244.1	215.1	378.9
紙器工 (男)	40.5	9.8	178	13	234.9	214.4	492.4
オフセット印刷工 (男)	32.8	9.2	168	5	256.9	248.5	421.4
合成樹脂製品成形工 (男)	32.1	7.4	175	18	255.5	212.3	849.3
金属・建築塗装工 (男)	30.6	7.0	171	39	280.2	234.7	662.9
機械製図工 (男)	45.1	12.5	154	21	380.7	330.6	835.0
クレーン運転工 (男)	39.8	10.8	158	1	285.3	284.0	347.5
建設機械運転工 (男)	45.6	13.3	187	2	277.5	273.5	316.8
電気工 (男)	41.6	17.2	177	25	337.1	292.5	593.1
土工 (男)	44.0	13.9	174	5	289.4	268.5	221.2
ビル清掃員 (男)	47.5	15.2	171	8	224.3	214.8	211.3
ビル清掃員 (女)	52.2	10.6	159	4	146.1	142.6	91.0

資料出所：賃金構造基本統計調査

新規学卒者の初任給額(山梨県)

新規学卒者の初任給額 [第18表]

年	男性							女性						
	高卒		高専・短大卒		大卒		大学院修士課程修了	高卒		高専・短大卒		大卒		大学院修士課程修了
	金額(千円)	上昇率(%)	金額(千円)	上昇率(%)	金額(千円)	上昇率(%)	金額(千円)	金額(千円)	上昇率(%)	金額(千円)	上昇率(%)	金額(千円)	上昇率(%)	金額(千円)
平成15年	164.1	4.3	163.9	-3.7	192.7	-1.1		151.7	-1.4	161.5	-1.5	193.2	0.6	
平成16年	151.8	-7.5	166.1	1.3	195.5	1.5		150.5	-0.8	164.0	1.5	179.8	-6.9	
平成17年	154.1	1.5	169.1	1.8	194.1	-0.7		153.9	2.3	159.6	-2.7	189.9	5.6	
平成18年	155.7	1.0	165.3	-2.2	189.7	-2.3		159.5	3.6	160.2	0.4	187.3	-1.4	
平成19年	158.5	1.8	166.3	0.6	196.1	3.4		152.6	-4.3	164.7	2.8	190.4	1.7	
平成20年	156.2	-1.5	176.3	6.0	196.1	0.0		152.3	-0.2	163.9	-0.5	192.2	0.9	
平成21年	157.8	1.0	168.5	-4.4	193.7	-1.2	224.1	154.0	1.1	167.3	2.1	188.7	-1.8	212.3
平成22年	160.5	1.7	162.7	-3.4	189.4	-2.2	214.8	153.9	-0.1	162.6	-2.8	194.2	2.9	214.8
平成23年	168.0	4.7	176.2	8.3	200.1	5.6	220.3	160.3	4.2	161.7	-0.6	199.2	2.6	225.7
平成24年	157.8	-6.1	170.0	-3.5	185.8	-7.1	221.9	162.1	1.1	166.0	2.7	198.1	-0.6	210.7
平成25年	160.6	1.8	172.0	1.2	192.8	3.8	213.8	145.8	-10.1	163.8	-1.3	189.3	-4.4	224.2

資料出所：賃金構造基本統計調査

学歴別平均初任給額 [第19表]

年	高卒		専門卒		短大卒		大卒	
	初任給額(円)	対前回比(%)	初任給額(円)	対前回比(%)	初任給額(円)	対前回比(%)	初任給額(円)	対前回比(%)
平成20年	159,272	0.7	170,959	0.1	170,938	0.1	189,690	0.4
平成21年	158,723	-0.3	170,123	-0.5	169,761	-0.7	190,841	0.6
平成23年	159,528	0.5	171,172	0.6	170,047	0.2	190,924	0.0
平成24年	158,899	-0.4	169,860	-0.8	170,834	0.5	189,682	-0.7
平成25年	158,769	-0.1	170,987	0.7	169,499	-0.8	190,293	0.3

資料出所：甲府商工会議所「新卒者初任給調査」

新規学卒者の初任給(単純平均) [第20表]

(単位：円)

年	高校卒		専門学校卒		短大(含高専)卒		大学卒	
	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系
平成20年	156,668	152,170	177,210	169,427	145,000	171,687	187,669	192,576
平成21年	157,846	154,667	175,400	185,000	160,000	171,300	196,583	184,777
平成22年	166,547	162,800	163,395	161,875	-	164,200	204,850	189,187
平成23年	177,695	159,750	173,183	169,360	132,000	160,000	184,620	179,725
平成24年	173,384	155,000	167,713	193,000	-	181,443	200,005	207,322
平成25年	160,221	157,913	170,515	170,000	176,000	-	197,760	179,949

資料出所：山梨県中小企業団体中央会「労働事情実態調査」

平成 25 年 産業別初任給比較 [第 21 表]

(単位:千円)

区分		産業							
		製造業	情報通 信業	運輸業, 郵便業	卸売業, 小売業	金融業, 保険業	宿泊業, 飲食サービ ス業	医療, 福祉	サービス業 (他に分類さ れないもの)
男性	高卒	160.8	183.0	164.6	157.8	150.0	150.5	186.0	153.4
	高専・短大卒	177.3	183.7	-	165.9	-	170.4	198.3	-
	大卒	201.5	202.0	184.4	188.1	189.0	185.4	183.5	202.6
	大学院 修士課程修了	214.0	227.2	-	-	183.8	-	-	-
女性	高卒	149.9	160.0	150.0	150.4	150.0	152.1	150.0	136.0
	高専・短大卒	172.0	175.3	-	170.7	-	163.4	157.4	132.5
	大卒	201.7	202.2	-	192.1	188.7	180.3	173.5	-
	大学院 修士課程修了	223.6	238.0	-	-	-	-	-	-

資料出所：賃金構造基本統計調査

平成 25 年 業種別平均初任給額 [第 22 表]

(単位:円)

業種 区分	業種					
	製造・加工業	卸・小売業	建設業	金融・保険業	サービス ・飲食業	その他の業種
大学卒	192,740	191,375	184,703	178,807	192,722	188,375
短大卒	167,929	174,457	165,362	145,000	175,737	169,542
専門卒	168,036	175,259	171,419	143,000	174,741	171,456
高校卒	155,233	165,733	164,046	146,540	167,507	154,156

資料出所：甲府商工会議所「新卒者初任給調査」

平成 25 年 企業規模別初任給比較 [第 23 表]

(単位:千円)

区分 企業規模	男性				女性			
	高卒	高専・ 短大卒	大卒	大学院 修士課程 修了	高卒	高専・ 短大卒	大卒	大学院 修士課程 修了
企業規模計 (10人以上)	160.6	172.0	192.8	213.8	145.8	163.8	189.3	224.2
10～99人	165.1	164.5	178.0	205.9	149.2	160.7	181.4	-
100～999人	155.3	173.7	192.6	212.2	140.8	172.0	192.7	222.0
1000人以上	158.4	178.5	202.6	217.2	160.4	167.6	188.6	226.9

資料出所：賃金構造基本統計調査

平成 25 年 従業員の規模別初任給(単純平均) [第 24 表]

(単位:円)

区分 従業員規模	高校卒		専門学校卒		短大(含高専)卒		大学卒	
	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系
1～9人	160,000	-	200,000	-	-	-	250,000	-
10～29人	161,500	160,000	-	160,000	-	-	150,000	183,000
30～99人	157,108	155,825	164,617	180,000	-	-	194,800	175,328
100～300人	180,000	-	-	-	176,000	-	197,000	200,000

資料出所：山梨県中小企業団体中央会「労働事情実態調査」

山梨県の産業別パート労働者の比率

事業所規模5人以上〔第25表〕

産業	区分	平成23年平均			平成24年平均			平成25年平均		
		常用労働者数 (人)	内パート労働者数(人)		常用労働者数 (人)	内パート労働者数(人)		常用労働者数 (人)	内パート労働者数(人)	
				比率(%)			比率(%)			比率(%)
調査産業計		271,078	76,763	28.3	269,731	82,106	30.5	265,431	82,357	31.0
建設業		14,098	573	4.1	12,890	1,528	12.0	11,566	1,494	12.9
製造業		73,572	13,889	18.9	67,727	9,996	14.8	66,409	9,190	13.8
情報通信業		5,017	148	2.9	4,195	186	4.4	4,198	223	5.3
運輸業,郵便業		11,569	1,457	12.6	13,956	2,738	19.6	13,559	3,518	25.9
卸売業,小売業		40,572	19,399	47.8	43,622	18,814	43.1	43,772	19,986	45.6
金融業,保険業		7,376	1,308	17.7	8,214	1,525	18.5	7,977	1,291	16.2
宿泊業,飲食サービス業		24,711	17,230	69.6	26,498	19,967	75.3	6,097	20,089	76.7
教育,学習支援業		17,444	1,765	10.1	16,831	3,226	19.2	17,428	2,724	15.6
医療,福祉		34,228	6,565	19.2	36,387	11,842	32.5	37,633	13,105	34.8
複合サービス事業		3,425	1,248	36.3	3,281	537	16.3	3,169	453	14.3
サービス業(他に分類されないもの)新分類		15,116	4,935	32.7	15,316	4,546	29.7	13,652	4,634	34.0

うち男性〔第26表〕

産業	区分	平成23年平均			平成24年平均			平成25年平均		
		常用労働者数 (人)	内パート労働者数(人)		常用労働者数 (人)	内パート労働者数(人)		常用労働者数 (人)	内パート労働者数(人)	
				比率(%)			比率(%)			比率(%)
調査産業計		144,619	18,365	12.7	144,113	21,038	14.6	144,901	22,025	15.2
建設業		12,078	136	1.1	11,128	1,120	10.3	9,982	1,060	10.6
製造業		48,481	3,008	6.2	46,710	2,381	5.1	45,939	2,184	4.7
情報通信業		3,596	99	2.7	3,243	89	2.8	3,185	63	2.0
運輸業,郵便業		10,610	1,038	9.8	11,801	1,719	14.6	11,026	1,988	18.0
卸売業,小売業		20,648	5,024	24.3	21,019	3,947	18.8	22,847	5,229	22.9
金融業,保険業		3,798	138	3.7	4,136	144	3.4	4,202	290	6.9
宿泊業,飲食サービス業		9,664	4,683	48.2	8,085	4,978	61.4	7,927	4,655	58.6
教育,学習支援業		5,710	490	8.6	7,323	1,211	16.6	8,747	795	9.1
医療,福祉		8,824	1,114	12.6	8,452	1,957	23.2	9,204	1,989	21.6
複合サービス事業		1,715	89	5.7	2,069	136	6.6	1,964	128	6.6
サービス業(他に分類されないもの)新分類		7,827	671	8.6	9,729	1,683	17.3	8,759	1,969	22.6

うち女性〔第27表〕

産業	区分	平成23年平均			平成24年平均			平成25年平均		
		常用労働者数 (人)	内パート労働者数(人)		常用労働者数 (人)	内パート労働者数(人)		常用労働者数 (人)	内パート労働者数(人)	
				比率(%)			比率(%)			比率(%)
調査産業計		126,459	58,398	46.2	125,617	61,068	48.6	85,646	10,244	12.0
建設業		2,020	437	21.8	1,763	408	22.9	3,224	12	0.4
製造業		25,091	10,881	43.3	21,020	7,615	36.2	36,488	943	2.6
情報通信業		1,421	49	3.5	952	97	10.1	2,273	61	2.7
運輸業,郵便業		959	419	43.6	2,152	1,019	47.3	6,654	1,373	20.7
卸売業,小売業		19,923	14,375	72.2	22,603	14,867	65.7	7,373	1,901	25.8
金融業,保険業		3,579	1,170	32.6	4,079	1,381	33.7	1,392	85	6.1
宿泊業,飲食サービス業		15,048	12,520	83.1	18,414	14,989	81.4	3,402	1,394	41.1
教育,学習支援業		11,734	1,275	10.9	9,508	2,015	21.2	5,462	770	14.1
医療,福祉		25,403	5,451	21.5	27,936	9,885	35.4	7,696	1,709	22.2
複合サービス事業		1,712	1,159	66.8	1,212	401	32.8	1,085	111	10.2
サービス業(他に分類されないもの)新分類		7,287	4,264	58.6	5,586	2,863	51.2	5,097	1,373	26.9

資料出所：毎月勤労統計調査

山梨県の短時間労働者の賃金

山梨県の女性短時間労働者の1時間当たりの賃金〔第28表〕 (円)

企業規模	産 業	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
5人～9人	産業計	970	994	985	947	828	944
	製造業	897	880	945	892	845	845
	卸売業・小売業	910	957	970	842	758	907
	宿泊業、飲食サービス業	916	911	883	902	863	884
	サービス業 <small>(他に分類されないもの)</small>	972	944	893	935	750	1,022
企業規模計 (10人以上)	産業計	943	949	954	956	950	967
	製造業	896	898	844	892	918	893
	卸売業・小売業	898	894	912	903	917	879
	宿泊業、飲食サービス業	893	877	890	854	882	872
	サービス業 <small>(他に分類されないもの)</small>	902	1,067	925	840	933	943
全 国 企業規模計 (10人以上)	産業計	975	973	979	988	1,001	1,007
	製造業	876	891	884	897	895	904
	卸売業・小売業	921	909	913	921	940	941
	宿泊業、飲食サービス業	905	894	890	890	901	899
	サービス業 <small>(他に分類されないもの)</small>	1,003	972	944	963	990	965

山梨県の男性短時間労働者の1時間当たりの賃金〔第29表〕 (円)

企業規模	産 業	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
5人～9人	産業計	1,105	1,222	1,441	1,107	1,052	1,137
	製造業	1,284	1,172	2,283	1,179	1,096	917
	卸売業・小売業	1,364	963	1,221	1,159	931	1,018
	宿泊業、飲食サービス業	935	888	851	1,080	934	948
	サービス業 <small>(他に分類されないもの)</small>	1,122	1,615	1,269	1,142	1,395	1,191
企業規模計 (10人以上)	産業計	1,051	1,096	1,075	1,008	1,043	1,014
	製造業	1,039	1,361	1,017	1,094	1,208	1,092
	卸売業・小売業	1,042	963	1,101	986	1,044	943
	宿泊業、飲食サービス業	901	898	930	856	892	886
	サービス業 <small>(他に分類されないもの)</small>	995	1,190	1,022	1,085	950	1,082
全 国 企業規模計 (10人以上)	産業計	1,071	1,086	1,081	1,092	1,094	1,095
	製造業	1,125	1,183	1,148	1,172	1,199	1,198
	卸売業・小売業	984	973	975	989	1,011	1,000
	宿泊業、飲食サービス業	932	929	923	916	925	921
	サービス業 <small>(他に分類されないもの)</small>	1,085	1,103	1,083	1,078	1,055	1,078

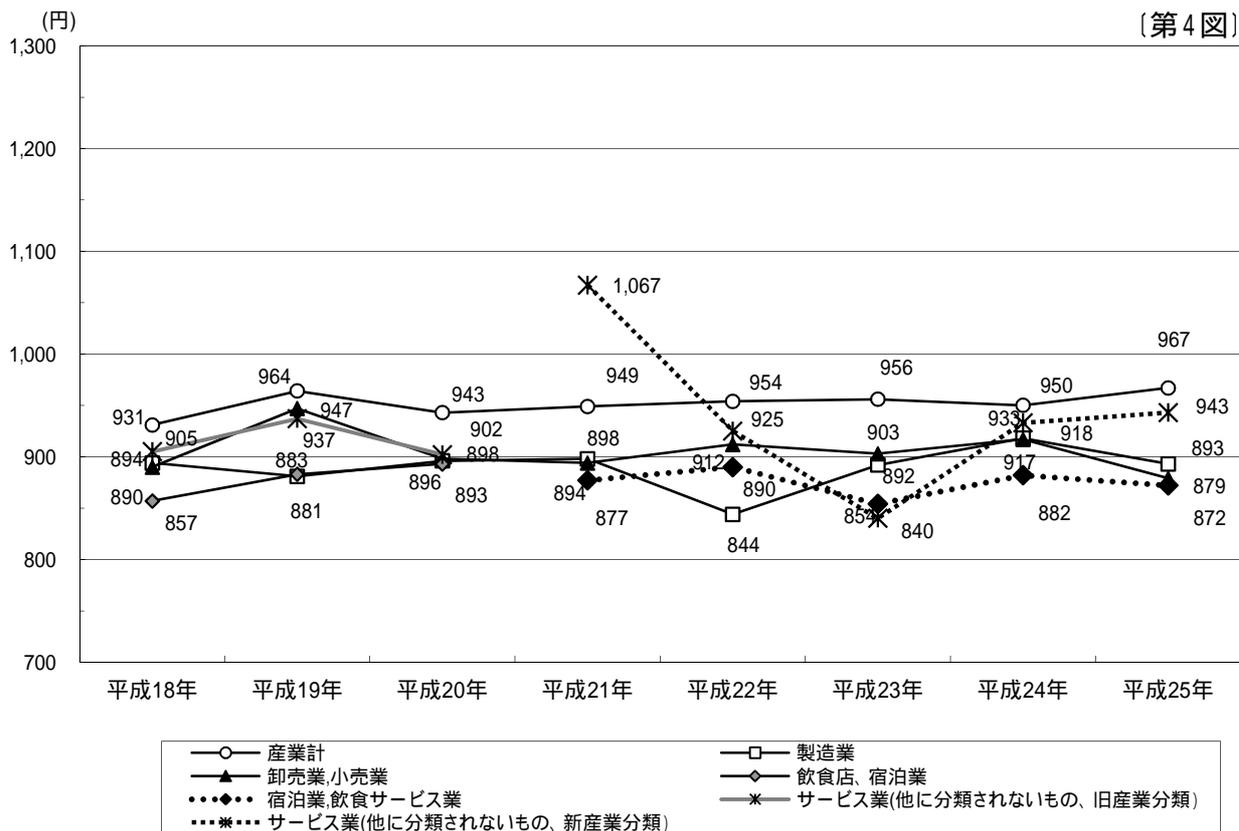
* 「短時間労働者」とは、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い、又は1日の所定内労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいい、「パートタイム労働者」同じ定義である。

「-」は、該当する数値がない場合を示す。

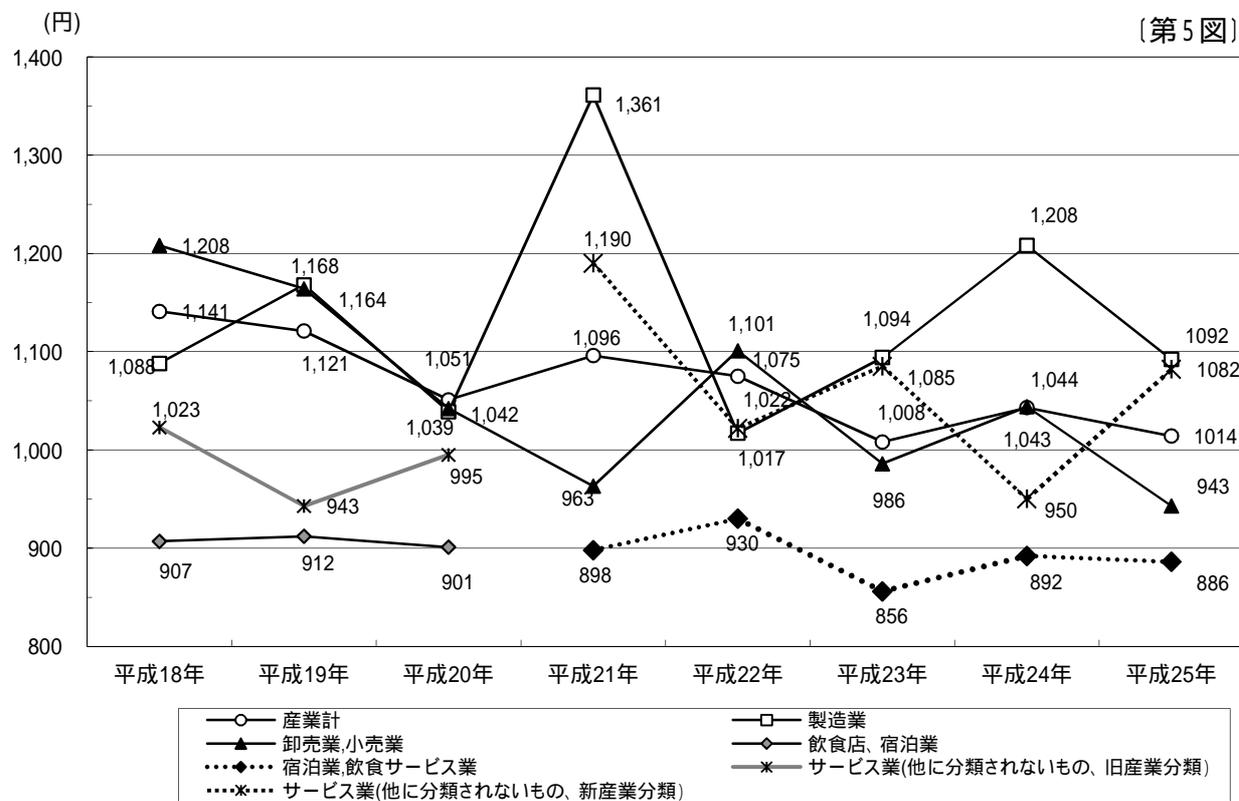
* 平成21年結果から、平成19年11月に改定された日本標準産業分類で集計している。改定以降は「持ち帰り・配達飲食サービス業」が「宿泊業、飲食サービス業」に含まれ、「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」は、「サービス業（他に分類されないもの）」に含まれない。

資料出所：賃金構造基本統計調査

山梨県の女性短時間労働者の産業別1時間当たりの所定内給与額の推移（企業規模計）



山梨県の男性短時間労働者の産業別1時間当たりの所定内給与額の推移（企業規模計）



資料出所：賃金構造基本統計調査

女性短時間労働者の産業別1時間当たりの平均所定内給与額の推移(全国)

産業別〔第30表〕

(円)

産業年	産業計	製造業	卸売業, 小売業	飲食店, 宿泊業	宿泊業, 飲食サービス業	サービス業 (他に分類されないもの) 旧産業分類	サービス業 (他に分類されないもの) 新産業分類	金融・保険業
平成16年	904	833	875	867		952		1,001
平成17年	942	853	889	869		980		1,048
平成18年	940	840	889	882		962		1,035
平成19年	962	877	908	898		986		1,055
平成20年	975	876	921	905		1,003		1,091
平成21年	973	891	909		894		972	1,069
平成22年	979	884	913		890		944	1,180
平成23年	988	897	921		890		963	1,131
平成24年	1,001	895	940		901		990	1,162
平成25年	1,007	904	941		899		965	1,173

資料出所：賃金構造基本統計調査

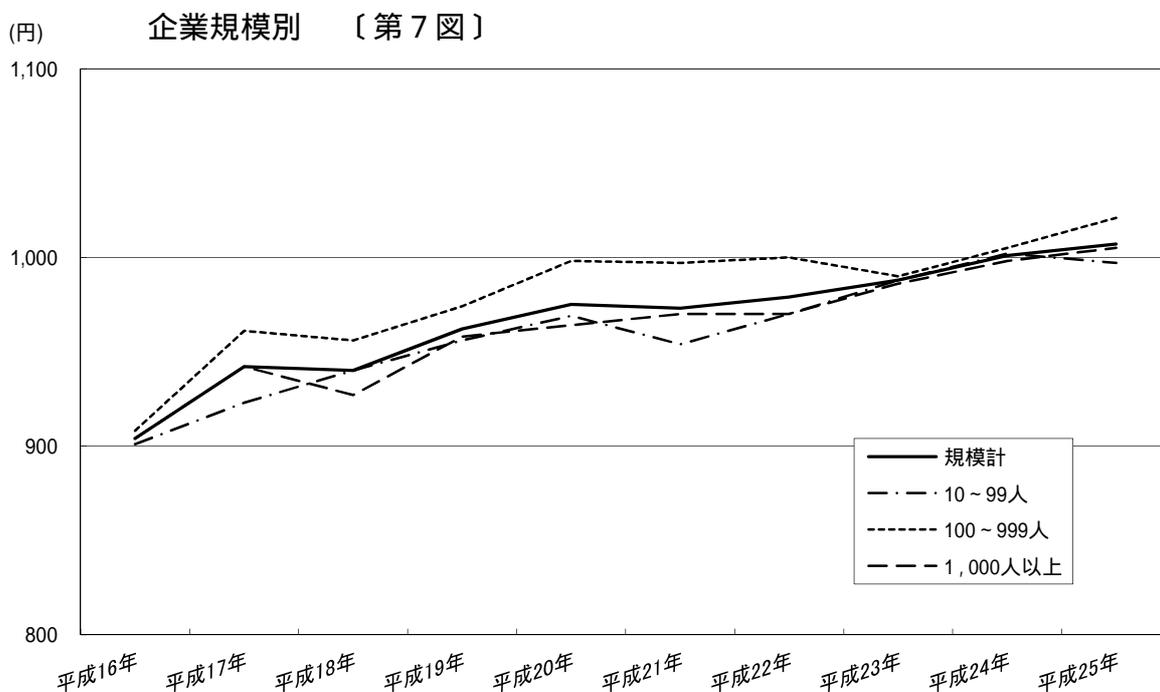
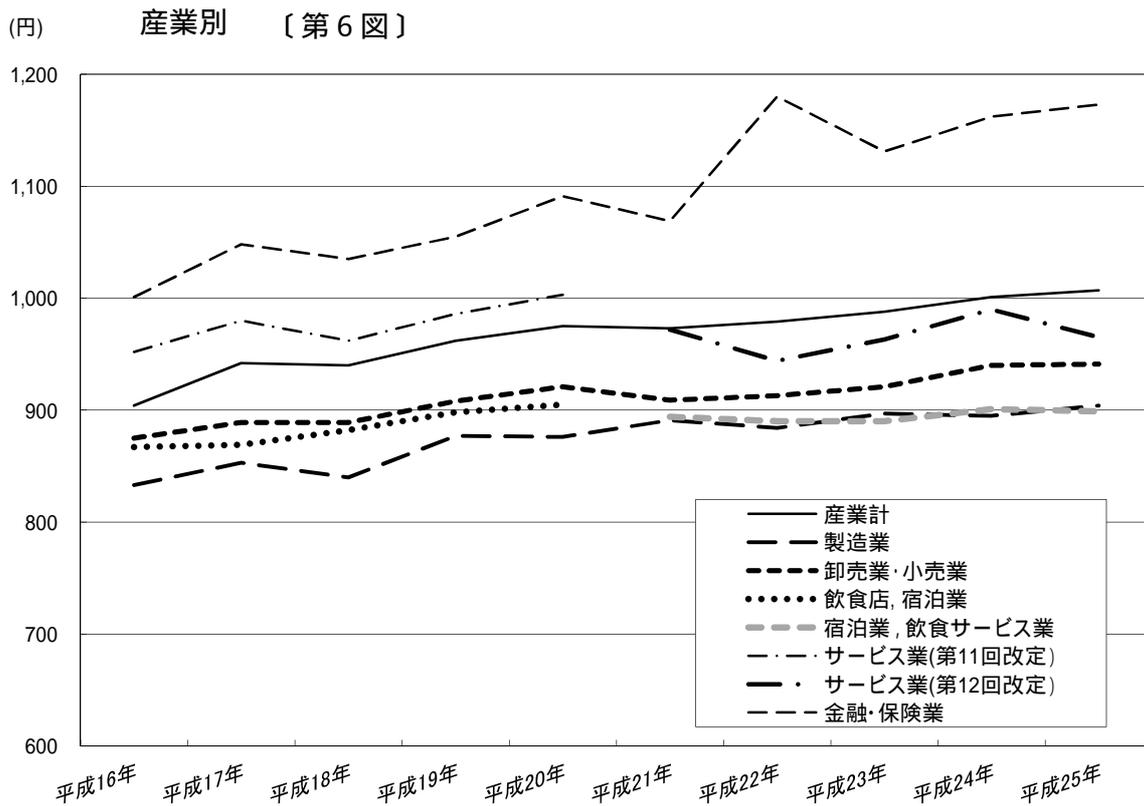
企業規模別〔第31表〕

(円)

規模年	5～9人	規模計 (10人以上)	10～99人	100～999人	1,000人以上
平成16年	897	904	901	908	904
平成17年	922	942	923	961	942
平成18年	952	940	940	956	927
平成19年	976	962	956	974	958
平成20年	988	975	969	998	964
平成21年	968	973	954	997	970
平成22年	1,004	979	970	1,000	970
平成23年	1,011	988	988	990	986
平成24年	1,045	1,001	1,002	1,005	998
平成25年	1,081	1,007	997	1,021	1,005

資料出所：賃金構造基本統計調査

女性短時間労働者の1時間当たりの平均所定内給与額の推移(全国)



資料出所：賃金構造基本統計調査

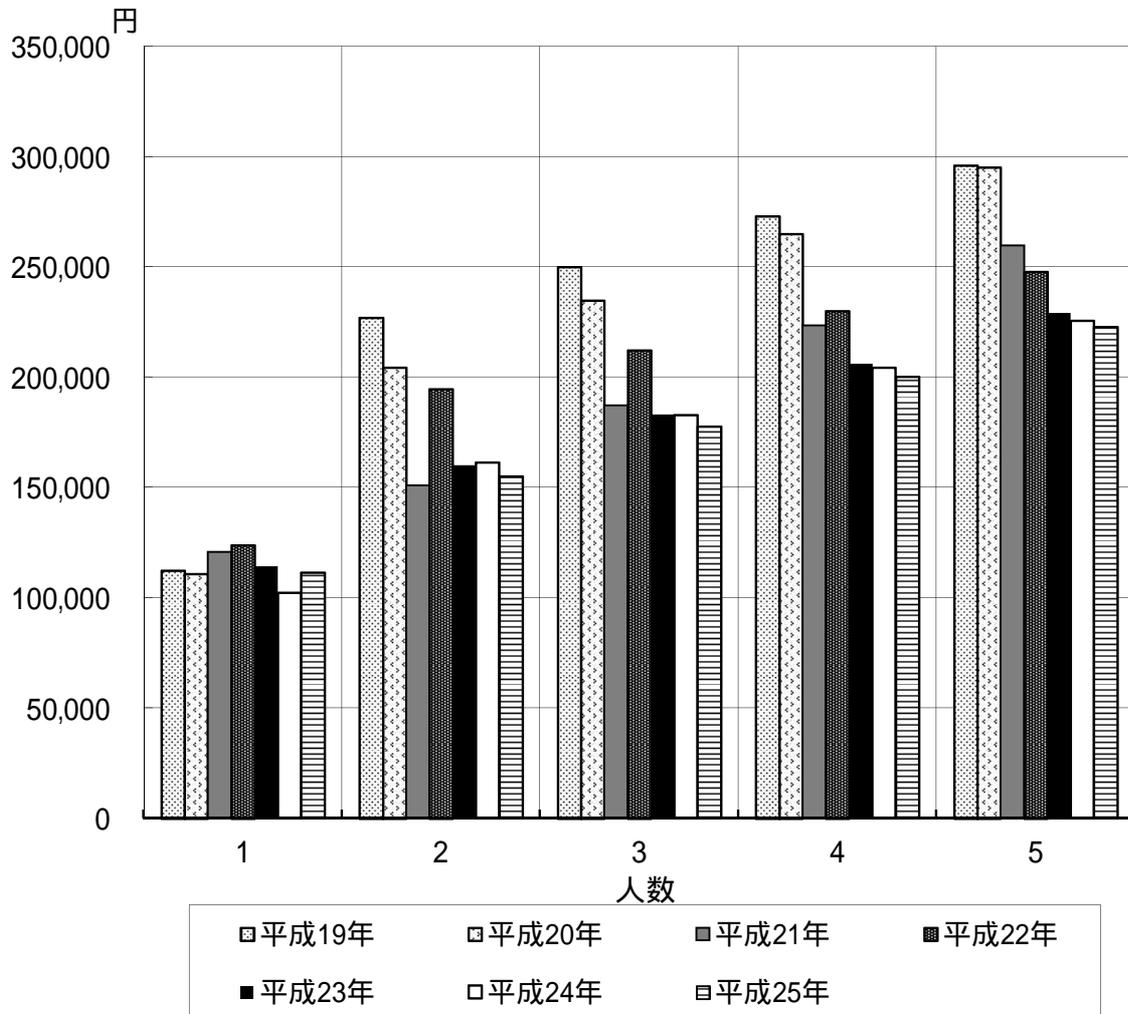
世帯人員別標準生計費

甲府市 〔第32表〕

(円)

年	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
平成 15 年	123,680	168,010	203,400	238,790	274,190
平成 16 年	131,790	184,770	220,080	255,430	290,780
平成 17 年	117,210	150,280	183,040	215,800	248,540
平成 18 年	115,170	208,830	250,170	291,500	332,830
平成 19 年	112,380	227,040	250,060	273,070	296,080
平成 20 年	110,800	204,570	234,770	264,970	295,170
平成 21 年	120,730	151,020	187,280	223,560	259,820
平成 22 年	123,930	194,630	212,360	230,110	247,830
平成 23 年	114,230	160,040	183,110	206,170	229,220
平成 24 年	102,220	161,340	182,750	204,180	225,580
平成 25 年	111,540	155,180	177,790	200,370	222,980

〔第 8 図〕



資料出所：山梨県人事委員会

全 国 【第33表】

(円)

年	世帯人員				
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
平成 15 年	122,120	167,450	201,500	235,540	269,610
平成 16 年	129,900	187,000	219,440	251,890	284,320
平成 17 年	129,650	166,270	201,420	236,570	271,690
平成 18 年	97,900	169,820	202,660	235,510	268,350
平成 19 年	98,270	192,780	211,770	230,760	249,750
平成 20 年	99,730	181,890	208,090	234,280	260,480
平成 21 年	126,250	159,060	194,740	230,450	266,160
平成 22 年	123,360	191,130	210,360	229,600	248,830
平成 23 年	117,390	169,340	196,930	224,520	252,090
平成 24 年	117,540	175,850	201,950	228,050	254,160
平成 25 年	120,800	168,720	195,220	221,680	248,150

資料出所：人事院

東京都 【第34表】

(円)

年	世帯人員				
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
平成 15 年	143,670	196,680	235,590	274,500	313,410
平成 16 年	149,760	214,250	250,030	285,840	321,630
平成 17 年	138,660	177,140	213,770	250,410	287,040
平成 18 年	114,970	195,120	231,270	267,420	303,570
平成 19 年	109,500	211,880	234,950	258,010	281,080
平成 20 年	111,930	201,160	232,600	264,080	295,550
平成 21 年	153,100	192,180	236,730	281,290	325,840
平成 22 年	144,450	219,030	245,750	272,490	299,220
平成 23 年	137,280	196,050	230,430	264,810	299,170
平成 24 年	135,860	199,700	231,440	263,200	294,910
平成 25 年	144,130	199,030	230,180	261,300	292,450

資料出所：東京都人事委員会

(注) 標準生計費とは、標準世帯が標準的な生活をするのにかかる1か月の費用を算定した
もの。世帯の構成は以下の通り。

1 人
 2 人 夫婦 (夫のみ就業)
 3 人 夫婦と子供 1 人 (")
 4 人 夫婦と子供 2 人 (")
 5 人 夫婦と子供 3 人 (")

山梨県の退職金制度

(資料出所：2009 中小企業の賃金事情)

1 退職金制度の有無〔第35表〕

単位：事業所、(%)

産 業	回答事業所合計	制度あり	制度なし	未回答
中小企業(全産業)	389 (100.0)	315 (81.0)	74 (19.0)	0 (0.0)
建設業	96 (100.0)	76 (79.2)	20 (20.8)	0 (0.0)
製造業	151 (100.0)	131 (86.8)	20 (13.2)	0 (0.0)
運輸業	20 (100.0)	16 (80.0)	4 (20.0)	0 (0.0)
卸売・小売業	95 (100.0)	70 (73.7)	25 (26.3)	0 (0.0)
金融・保険業	4 (100.0)	4 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
サービス業	14 (100.0)	11 (78.6)	3 (21.4)	0 (0.0)
複合サービス事業	9 (100.0)	7 (77.8)	2 (22.2)	0 (0.0)

2 退職金制度の形態〔第36表〕

単位：事業所、(%)

区 分	回答対象事業所数	退職一時金のみ	退職年金のみ	退職一時金と退職年金を併用	いずれか一方を選択	未回答
全 体	324 (100.0)	196 (60.5)	12 (3.7)	88 (27.2)	27 (8.3)	1 (0.3)
中小企業	315 (100.0)	193 (61.3)	12 (3.8)	82 (26.0)	27 (8.6)	1 (0.3)
大企業	9 (100.0)	3 (33.3)	0 (0.0)	6 (66.7)	0 (0.0)	0 (0.0)

3 退職一時金制度の支払い準備形態〔第37表〕

単位：事業所、(%)

区 分	回答対象事業所数	社内準備のみ	中小企業退職金共済制度のみ	特定退職金共済制度のみ	社内準備金と中退金の併用	社内準備金と特退金の併用	中退金と特退金の併用	その他	未回答
中小企業	302 (100.0)	70 (23.2)	71 (23.5)	17 (5.6)	73 (24.2)	23 (7.6)	17 (5.6)	28 (9.3)	3 (1.0)

4 退職一時金の受給に必要な最低勤続年数〔第38表〕

単位：事業所、(%)

区分	回答対象 事業所数	なし	1年 未満	1年	2年	3年	4年	5～10 年未満	10年 以上	未回答	
中小企業	会社都合 による 退職の場合	302 (100.0)	0 (0.0)	10 (3.3)	77 (25.5)	48 (15.9)	111 (36.8)	5 (1.7)	22 (7.3)	4 (1.3)	25 (8.3)
	自己都合 による 退職の場合	302 (100.0)	0 (0.0)	5 (1.7)	50 (16.6)	52 (17.2)	142 (47.0)	6 (2.0)	23 (7.6)	5 (1.7)	19 (6.3)

5 退職一時金の算定基礎額〔第39表〕

単位：事業所、(%)

区分	回答対象 事業所数	退職時の 賃金	別に定める額	中退共の 定める額	その他	未回答
中小企業	302 (100.0)	119 (39.4)	81 (26.8)	81 (26.8)	18 (6.0)	3 (1.0)

6 退職一時金の算定方法(退職時の賃金の場合)〔第40表〕

単位：事業所、(%)

区分	回答対象 事業所数	基本給 すべて	基本給+ 諸手当	基本給+ 一定率	(基本給+諸 手当)×一定 率	その他	未回答
中小企業	119 (100.0)	41 (34.5)	2 (1.7)	63 (52.9)	6 (5.0)	7 (5.9)	0 (0.0)

7 退職一時金の算定方法(別に定める場合)〔第41表〕

単位：事業所、(%)

区分	回答対象 事業所数	別テーブル 方式	定額方式	点数方式	その他	未回答
中小企業	81 (100.0)	21 (25.9)	26 (32.1)	25 (30.9)	8 (9.9)	1 (1.2)

8 退職年金の支払い準備形態〔第42表〕

単位：事業所、(%)

区分	回答対象事業所数	調整年金	適格年金	確定拠出年金	調整年金と適格年金の併用	確定拠出型年金と調整年金または適格年金の併用	その他	未回答
中小企業	121 (100.0)	48 (39.7)	25 (20.7)	20 (16.5)	1 (0.8)	6 (5.0)	11 (9.1)	10 (8.3)

9 退職年金の源資（掛金）区分（労働者の負担割合）〔第43表〕

単位：事業所、(%)

区分	回答対象事業所数	使用者が全額拠出	労使双方が拠出（労働者の負担割合）						未回答	
			5%未満	5～10%未満	10～25%未満	25～50%未満	50%以上	未回答		計
中小企業	121 (100.0)	85 (70.2)	4 (3.3)	0 (0.0)	6 (5.0)	8 (6.6)	8 (6.6)	3 (2.5)	29 (24.0)	7 (5.8)

10 退職年金の支給期間〔第44表〕

単位：事業所、(%)

区分	回答対象事業所数	終身	有期（年）						未回答	
			5年	10年	15年	20年	25年	未回答		計
中小企業	121 (100.0)	55 (45.5)	1 (0.8)	30 (24.8)	2 (1.7)	5 (4.1)	0 (0.0)	4 (3.3)	42 (34.7)	24 (19.8)

11 退職年金のスライド制（物価や賃金の変動に合わせた）の有無〔第45表〕

単位：事業所、(%)

区分	回答対象事業所数	ある	ない	未回答
中小企業	121 (100.0)	24 (19.8)	85 (70.2)	12 (9.9)

12 モデル退職金

モデル退職金とは、学校を卒業後直ちに入社し、その後標準的に昇進した者で、設定されたモデル条件(性、事務・技術労働者又は生産労働者、学歴、年齢、勤続年数)に該当する者の退職金をいう。

モデル退職金1〔第46表〕

単位：千円

学歴	勤続年 (年)	年齢 (歳)	山梨県労政雇用課				東京都産業労働局					
			中小企業 (10人～299人)		大企業 (300人以上)		企業規模 (10～49人)		企業規模 (50～99人)		企業規模 (100～299人)	
			自己都合	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合	会社都合
大学卒	1	23					161	153	70	151	126	129
	3	25					226	335	214	336	229	353
	5	27	390	490	470	950	430	626	414	613	446	648
	10	32	1,180	1,300	1,210	2,240	1,100	1,477	1,114	1,516	1,405	1,637
	15	37					2,126	2,715	2,243	2,871	2,451	3,143
	20	42	3,580	3,960	4,780	6,510	3,509	4,301	3,846	4,622	5,171	5,166
	25	47					5,168	6,120	5,850	6,678	6,762	7,698
	30	52	6,860	7,880	14,690	16,050	6,839	7,943	8,111	9,000	10,907	10,412
	33	55					8,162	9,320	9,648	10,736	10,809	11,964
	定年		-	9,830	-	16,810	-	11,479	-	11,973	-	13,651
高専・短大卒	1	21					138	139	61	137	108	109
	3	23					197	292	186	304	199	296
	5	25					382	550	366	557	399	570
	10	30					1,011	1,355	983	1,376	1,067	1,444
	15	35					1,919	2,441	1,911	2,514	2,163	2,738
	20	40					3,116	3,820	3,321	4,016	3,809	4,451
	25	45					4,776	5,616	4,885	5,777	5,835	6,545
	30	50					6,194	7,212	6,726	7,637	8,205	9,083
	35	55					7,898	9,104	8,595	9,554	10,303	11,226
	定年						-	10,815	-	10,996	-	12,736
高校卒	1	19					106	122	51	114	108	109
	3	21					172	258	175	270	182	272
	5	23	290	410	360	680	336	489	329	484	358	508
	10	28	820	1,120	820	1,510	920	1,221	916	1,242	1,003	1,314
	15	33					1,750	2,263	1,788	2,294	2,028	2,492
	20	38	2,750	3,310	2,790	4,180	2,830	3,534	3,096	3,698	3,566	4,145
	25	43					4,239	5,093	4,777	5,419	5,535	6,145
	30	48	5,950	6,680	9,470	10,860	5,737	6,737	6,582	7,355	7,660	8,365
	35	53					7,147	8,357	8,161	9,061	9,748	10,496
	37	55					7,778	9,242	8,997	9,847	10,722	11,441
定年		-	11,430	-	13,850	-	10,273	-	11,192	-	12,338	

(資料出所)

山梨県労政雇用課：2009年7月「中小企業の賃金事情」 常用従業員数10人以上の850事業所を対象。

有効回答は376事業所。大企業は300人以上の事業所。退職金額は退職一時金のみ。本調査は2009年以降は実施しない。

東京都産業労働局：2012年7月「中小企業の賃金・退職金事情」 隔年実施 東京都内の常用労働者数10～299人の企業から層別抽出した3,500社を対象。回答数は1,099社。

モデル退職金2 [第47表]

勤続年数(年)	事務・技術労働者(総合職)										事務・技術労働者(一般職)				生産労働者					
	大学卒					年齢(歳)	高校卒				年齢(歳)	高校卒				年齢(歳)	高校卒			
	会社都合		自己都合		会社都合		自己都合		会社都合			自己都合		会社都合			自己都合			
	退職金総額(千円)	月収換算(月分)	退職金総額(千円)	月収換算(月分)	退職金総額(千円)		月収換算(月分)	退職金総額(千円)	月収換算(月分)	退職金総額(千円)		月収換算(月分)	退職金総額(千円)	月収換算(月分)	退職金総額(千円)		月収換算(月分)	退職金総額(千円)	月収換算(月分)	
3	25	767	3.2	392	1.6	21	660	3.5	361	1.9	21	519	2.9	222	1.2	21	475	2.6	263	1.4
5	27	1,216	4.4	678	2.5	23	1,062	5.3	595	2.9	23	913	4.7	419	2.2	23	831	4.3	492	2.5
10	32	3,221	9.1	2,073	5.9	28	2,648	10.3	1,645	6.4	28	2,241	9.6	1,262	5.4	28	2,084	8.6	1,356	5.6
15	37	6,025	14.1	4,483	10.5	33	4,672	15.3	3,303	10.7	33	3,987	14.5	2,910	10.6	33	3,952	13.9	2,897	10.2
20	42	9,971	19.2	8,324	16.4	38	7,544	21.9	6,221	18.0	38	6,800	21.8	5,883	18.9	38	6,550	20.2	5,558	17.2
25	47	15,893	26.6	14,261	24.3	43	11,460	29.6	10,129	26.1	43	10,173	29.1	9,413	26.9	43	10,066	28.3	8,939	25.1
30	52	21,813	33.9	20,357	32.2	48	15,464	35.8	14,223	32.8	48	13,638	36.3	13,108	34.8	48	13,772	35.8	12,338	32.1
35	57	26,091	41.5	25,012	40.7	53	19,983	43.3	18,646	40.1	53	17,027	43.4	16,940	42.7	53	17,271	42.6	16,201	40.2
38	60	28,731	48.5	26,889	45.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42	-	-	-	-	-	60	24,200	51.6	24,054	50.7	60	21,103	53.4	21,761	53.8	60	21,526	50.7	20,494	48.5
-	定年	27,084	44.3	-	-	定年	23,867	46.2	-	-	定年	20,200	53.1	-	-	定年	21,023	51.5	-	-

(資料出所)

中央労働委員会：2013年6月「退職金、年金及び定年制事情調査」隔年実施 労働者1,000名以上、資本金5億以上の企業から固定された379社を対象とし、回答数は228社。退職金総額は退職一時金と退職年金の合算で、年金分はその現価額。月収換算は、退職金額を当該勤続年数におけるモデル所定内賃金で除した月数。

山梨県における最低賃金の概況

最低賃金制度の概要

(1) 目 的

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が最低額を定め、使用者はその金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度である。仮に、最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは無効とされ、最低賃金額と同じ定めをしたものとみなされる。

最低賃金制度は、第一義的には一定水準を下回る低賃金を解消して、労働条件の改善を図ることが目的であるが、あわせて、労働力の質的向上や企業間の公正競争を確保する機能等も期待され、国民経済の健全な発展に寄与することをねらいとしている。

(2) 決定方法

最低賃金は、あまねく全国各地域について決定されており、最低賃金審議会の調査審議に基づいて決定する審議会方式がとられている。

この審議会方式は、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の産業、職業又は地域について、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときに、公益、労働者及び使用者の各側を代表する同数の委員で構成する最低賃金審議会に調査審議を求め(諮問)、その意見(答申)を尊重して決定するものである。

なお、最低賃金には地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金とがあるが、後者は決定の申出があった場合、まず、その必要性の有無を審議し、必要性が有る場合は諮問することとされている。

最低賃金審議会においては、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら審議が行われ、地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地域の実情も踏まえ地方最低賃金審議会の調査審議を経て、最低賃金額の決定又は改正の答申が行われている。また、特定(産業別)最低賃金は、労使の申出に基づき地方最低賃金審議会が必要と認めた場合に地方最低賃金審議会の調査審議を経て最低賃金額の決定又は改正の答申が行われている。

最低賃金は、労働者の生計費 労働者の賃金 通常の事業の賃金支払能力の3つの要素を総合的に勘案して定めるものとされており、を考慮するに当たっては、労働者が文化的で最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

(3) 適用使用者及び適用労働者

地域別最低賃金(都道府県名を冠して「山梨県最低賃金」と呼ぶ。)は、産業や職種にかかわらず県内の労働者を一人以上使用しているすべての使用者と、その事業場で働く常用・臨時・パートタイム労働者などすべての労働者に適用される。ただし、公務員等については一部適用が除外されている。(第1表・第5表参照)

また、特定(産業別)最低賃金は、県内の「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」及び「自動車・同附属品製造業」に働く基幹的労働者に適用されるが、一部の者は適用除外され、山梨県最低賃金の適用を受けることになる。(第2表参照)

なお、地域別と特定(産業別)の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、その金額の高い方の最低賃金が適用されることになる。

(4) 対象賃金

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られる。具体的には実際に支払われる賃金から、次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となる

臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)

所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)

午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)

一定期間の所定労働日において、遅刻、早退、欠勤等の事故が一定回数以下の労働者に対して支払われる賃金(精皆勤手当など)

使用者が通勤費を補助するために通勤労働者に対して支払われる賃金(通勤手当など)

扶養家族のある労働者に対して支払われる賃金(家族手当など)

(5) 比較・換算

最低賃金は、平成14年から、時間額のみで示されているが、時間給制や月給制などの賃金制度に関係なく全ての労働者に適用される。

実際の賃金が最低賃金を上回っているかどうかを確認するには、家族手当などの除外賃金を差し引いた賃金額と、適用される最低賃金額を次の方法で比較する。

時間給の場合 時間給 最低賃金

日給の場合 日給を1日の所定労働時間(日によって所定労働時間が異なる場合は1週間の1日平均所定労働時間)で除した金額 最低賃金

時間給、日給以外の場合 賃金額を時間当たりの金額に換算して比較

(6) 最低賃金の減額の特例許可

最低賃金は、できるだけ広範囲の労働者に適用することが望ましいが、心身等の障害により著しく労働能力の低い人や試用期間中の人などのように、一般の労働者と労働能力などが異なるため、最低賃金を画一的に適用すると雇用機会を狭くする可能性がある。最低賃金の適用が必ずしも適当でないと認められる労働者は次の から である。

精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者

試の使用期間中の者

基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうち省令で定める者

軽易な業務に従事する者

断続的労働に従事する者

使用者が労働局長の許可を受けたときは、労働能力その他の事情を考慮して最低賃金額から一定の減額率を乗じて得た額を減額した額により最低賃金の効力の規定を適用するという制度が認められている。

減額の特例許可を受けようとする場合は、所定様式による申請書を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出することとされている。

山梨県内に適用されている最低賃金

地域別最低賃金

第1表

最低賃金 山梨県	時間額 (発効年月日)	適用の範囲
	706円 (25.10.18)	産業や職種に関わりなく、山梨県内で働く常用・臨時・パートなどすべての労働者と、労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されます。 ただし、下記の2業種は該当する特定(産業別)最低賃金が適用されます。

特定(産業別)最低賃金

第2表

	時間額 (発効年月日)	適用の範囲 (平成19年11月改定日本標準産業分類による)	特定(産業別)最低賃金から適用除外され、地域別最低賃金が適用されるもの
電気機械器具、電子部品デバイス電子回路、情報通信機械器具製造業	806円 (25.12.26)	山梨県の区域内で、次の産業を営む使用者及び使用者に使用される労働者 (1)電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2)電気機械器具製造業 (3)情報通信機械器具製造業 (4)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)	次の者を除く(ただし、山梨県最低賃金が適用されます。) (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの(技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ、計画性をもち、担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限る。) (3)次に掲げる業務に主として従事する者 「業務に主として従事する者」とは、次の からの業務に従事する時間が当該労働者の月間総実労働時間の半分以上を占めているものをいうこと。 清掃又は片付けの業務 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務 手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務
自動車 向附属品製造業	815円 (25.12.21)	山梨県の区域内で、次の産業を営む使用者及び使用者に使用される労働者 (1)自動車・同附属品製造業 (2)(1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)	次の者を除く(ただし、山梨県最低賃金が適用されます。) (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの(技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ、計画性をもち、担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限る。) (3)次に掲げる業務に主として従事する者 「業務に主として従事する者」とは、次の からの業務に従事する時間が当該労働者の月間総労働時間の半分以上を占めているものをいうこと。 清掃又は片付けの業務 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レットル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。) 手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスクングの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。)

< 産業分類決定上の留意事項 >

特定(産業別)最低賃金の適用範囲は、それぞれの最低賃金決定の際に原則として日本標準産業分類を用いて定めている。
(別図1「特定(産業別)最低賃金の適用業種」参照)

個別事業場の産業分類決定上留意すべき事項は次のとおりである。

日本標準産業分類における分類要素は、当該事業場の経済活動(生産される物、提供されるサービス)の種類によることを原則としているので、一事業場内での複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動(収入額または販売額の多いもの)によって決定する。

同一企業の工場・出張所等であっても、それが一事業場と認められる限りその実態によって一事業として決定する。

ただし、主として管理事務を行う本社、支社、出張所等は管理する全事業場を通じての主要な経済活動に着目して分類する。(労基法の区分と異なる場合が多いので注意を要する。)

[例]電気機械器具の製造を行う企業について、本社・製造工場・販売店(家庭消費者に直接販売する)がそれぞれ別の場所にある場合、本社・製造工場は電気機械器具(等)製造業としての最低賃金が適用され、販売店は地域別最低賃金が適用される。

派遣元事業場と派遣先事業場とが異なる都道府県にある場合、派遣元事業場と派遣先事業場とが異なる産業に属する場合には、派遣元事業場と派遣先事業場とで適用される最低賃金が異なることがあるが、いずれの場合であっても、派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用される。

会社として事業活動を行う一方、経営権を取得した子会社に対する管理機能を持つ、いわゆる事業持株会社である事業所は、当該事業所の主たる経済活動が会社の管理業務である場合には、主として管理業務を行う本社の場合に準じて産業を決定するが、経営権を取得した会社に対する管理機能(経営戦略の立案・推進、経営の管理・指導、経営資源の最適配分等)が中心の事業を行う、いわゆる純粋持株会社である事業所は、大分類「L- 学術研究、専門・技術サービス業」の「純粋持株会社(7282)」に分類する。

別図1 特定(産業別)最低賃金の適用業種

日本標準産業分類

28 電子部品・デバイス・電子回路製造業

29 電気機械器具製造業

30 情報通信機械器具製造業

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

806 円

31 輸送用機械器具製造業

311 自動車・同附属品製造業

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金

815 円

(注1) 平成19年11月改訂の日本標準産業分類による。
(注2) 産業分類番号2桁は中分類、3桁は小分類を示す。

山梨県特定(産業別)最低賃金が適用される主な産業

第3表

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

日本標準産業分類(第12回改定・平成20年4月1日施行)の名称等		
分類番号	産業名	主な産業名の例示
E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	
E280	管理, 補助的経済活動を行う事業所(28電子部品・デバイス・電子回路製造業)	
E281	電子デバイス製造業	
E2811	電子管製造業	真空管(通信用)、X線管、水銀整流管、光電管、バラスト管、マイクロ波管など
E2812	光電変換素子製造業	発光ダイオード、フォトカプラ、イントラプタなど
E2813	半導体素子製造業(光電変換素子を除く)	ダイオード、トランジスタ、サイリスタ、サーミスタなど
E2814	集積回路製造業	半導体集積回路、薄膜集積回路、混成集積回路、超小型構造集積回路
E2815	液晶パネル・フラットパネル製造業	液晶パネル、プラズマパネル、液晶素子
E282	電子部品製造業	
E2821	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業	抵抗器、コンデンサ、変成器、電子機器用小型電源変圧器、電子機器用蓄電器など
E2822	音響部品・磁気ヘッド・小型モーター製造業	スピーカー部品、マイクロホン部品、イヤホン部品、ヘッドホン部品、磁気ヘッド、小型モータ(入力電力3ワット未満)
E2823	コネクタ・スイッチ・リレー製造業	コネクタ(配線機器用)、スイッチ(配線器具、電力用開閉器を除く)、リレー
E283	記録メディア製造業	
E2831	半導体メモリア製造業	SDメモリーカード、メモリスティック、コンパクトフラッシュ、xDピクチャーカード
E2832	光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業	光ディスク、CD・R/RW、DVD・R/RW/RAM、磁気ディスク、フレキシブルディスク、MO、オーディオ用テープ、ビデオ用テープ、コンピューター用テープ
E284	電子回路製造業	
E2841	電子回路基板製造業	プリント配線板、モジュール基板
E2842	電子回路実装基板製造業	プリント配線実装基板、モジュール実装基板など
E285	ユニット部品製造業	
E2851	電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業	スイッチング電源、放送(通信)受信チューナユニット、分配・分岐・混合・分波・整合器、ブースタユニット、コンバータユニット、エアコンユニット、選局ユニット、タイマユニット、モジュレータユニットなど
E2852	その他のユニット部品製造業	紙幣識別ユニット、硬貨区分ユニット、液晶表示ユニット など
E289	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	電力用を除く(整流器・ダイヤル・プラグ・ジャック、磁性材部分品、雑音防止、テレビ画面安定器、共振子・発振子、フィルタ、ソケット、センサなど)
L7282	純粋持株会社	
E29	電気機械器具製造業	
E290	管理, 補助的経済活動を行う事業所(29電気機械器具製造業)	
E291	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	
E2911	発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業	一般産業用及び鉄道車両、船舶用の電動機、発電機並びに電動機、内燃機関、蒸気機関、蒸気タービンなどにより動かされる発電装置、その他の回転電気機械。 ただし、内燃機関用電動機、発電機はE2922。 例: 発電機; 電動発電機; 回転変流機; ターボゼネレータ
E2912	変圧器類製造業(電子機器用を除く)	送配電用及び機器用の変圧器類。 無線周波及び低周波変成器、チョークコイルなどの電子機器用変成器はE2821。 例: 変圧器(送配電用, 機器用, シグナル用); ネオン変圧器; 計器用変成器; リアクトル; 電圧調整器
E2913	電力開閉装置製造業	電力開閉装置

E2914	配電盤・電力制御装置製造業	遮断器、電気制御装置及び避雷装置。 主な製品は、配電盤、配電ばこ、継電器、自動調整装置、断路器、遮断器、制御器、避雷器、電力用ヒューズ装置など。 主としてリアクトル及び電圧調整器はE2912。 例：配電盤；遮断器；制御装置（車両用を含む）；起動器；抵抗器（電力用のもの）；継電器（電力用のもの）
E2915	配線機器・配線附属品製造業	配線器具（小形開閉器、点滅器、接続器、電球保持器など）、配線ばこ並びに部品（パネルボード、小形配線ばこ、ヒューズなど）。 陶磁器製絶縁材料はE2144に、ガラス絶縁材料はE2119に分類されるが、電線管接続附属品及び電鈴（ベル用変圧器を含む）は本分類に含まれる。電気照明器具はE2942。 例：開閉器；点滅器；接続器；電球保持器；鉄道用配線器具；パネルボード；小形配線ばこ；ヒューズ；電線管接続附属品；ベル用変圧器；プラスチック製差込プラグ；スイッチ
E292	産業用電気機械器具製造業	
E2921	電気溶接機製造業	電弧溶接機；抵抗溶接機；電極保持具（溶接用） ガス溶接機はE2662
E2922	内燃機関電装品製造業	自動車及び航空機用スターターモータ及び発電機、点火用コイル、ディストリビュータ、充電機、磁石発電機、点火せん及び点火せん用結線装置などスターターモータ（自動車・航空機用）；航空機用電装品；点火せん・点火装置（内燃機関用）；電動機・発電機（内燃機関用）；電気式始動機；セルモータ、ワイヤハーネスなど
E2929	その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、運搬用を含む）	コンデンサ（電子機器用を除く）、電気窯炉、産業用電熱装置、電力変換装置、整流器、赤外線乾燥装置など
E293	民生用電気機械器具製造業	
E2931	ちゅう房機器製造業	電子レンジ、電磁調理器、電気がま、トースタ、ホットプレート、ジューサミキサ、ジャーボット、食器乾燥機、食器洗い機、電気冷蔵庫など
E2932	空調・住宅関連機器製造業	扇風機、換気扇、電気温水器、除湿器、家庭用エアコンディショナ、空気清浄機など。業務用エアコンディショナはE2535。
E2933	衣料衛生関連機器製造業	家庭用電気洗濯機、衣類乾燥機、電気アイロン、電気掃除機、ハンドクリーナーなど。営業用洗濯機、ドライクリーニング機、プレス機はE2721。
E2939	その他の民生用電気機械器具製造業	電気ストーブ、電気こたつ、電気毛布、電気カーペット、電気かみそり、電気マッサージ器具、ヘアドライヤ、家庭用生ごみ処理機など
E294	電球・電気照明器具製造業	
E2941	電球製造業	白熱電球、蛍光灯、写真フラッシュ用電球など
E2942	電気照明器具製造業	白熱電灯器具、放電灯器具、携帯電灯、発電ランプ及びこれら附属品
E295	電池製造業	
E2951	蓄電池製造業	蓄電池
E2952	一次電池（乾電池、湿電池）製造業	乾電池、湿電池、水銀電池、アルカリ電池
E296	電子応用装置製造業	
E2961	X線装置製造業	医療用・歯科用X線装置、X線探傷機など
E2962	医療用電子応用装置製造業	医療用粒子加速装置、医療用放射性物質応用装置、超音波画像診断装置、超音波ドブラ診断装置、磁気共鳴画像診断装置高周波・低周波治療器レーザー応用治療装置など
E2969	その他の電子応用装置製造業	粒子加速装置、放射性物質応用装置、高周波電力応用装置、超音波応用装置、電磁応用探知装置、レーザー装置、電子顕微鏡、水中聴音装置、高周波シン、電子応用測定装置（医療用を除く）など
E297	電気計測器具製造業	
E2971	電気計測器製造業	電流計、電圧計、積算電力計、位相計、周波数計、検電計、音量計、電気動力計など
E2972	工業計器製造業	温度自動調節装置、圧力自動調節装置、流体自動調節装置、流体組成自動調節装置、液面調節装置、自動燃焼調節装置、ガス制御装置など
E2973	医療用計測器製造業	体温・血圧等検査用モニタ、生体磁気計測装置、心電・脳波・筋電等検査用モニタ、集中患者監視装置、新生児モニタ、多現象モニタ、分娩監視装置、呼吸機能検査機器、視覚機能検査機器、臨床化学検査機器、血液検査機器、心電計など
E299	その他の電気機械器具製造業	電球用口金、導入線、シリコンウエハ、モリブデン製品、電子用タングステン、永久磁石など
L7282	純粋持株会社	
E30	情報通信機械器具製造業	
E300	管理、補助的経済活動を行う事業所（30情報通信機械器具製造業）	
E301	通信機械器具・同関連機械器具製造業	

E3011	有線通信機械器具製造業	電話機、交換機、電信機、ファクシミリ、デジタル伝送装置、搬送装置、有線放送装置など
E3012	携帯電話機・PHS電話機製造業	携帯電話機・PHS電話機
E3013	無線通信機械器具製造業	ラジオ送信装置、テレビジョン放送装置、放送用テレビカメラ、無線送信機器、無線受信機器、ロラン装置、レーダ、着陸誘導装置、距離方位測定装置、気象観測装置、遠隔制御装置、無線応用航法装置、GPS装置、カーナビゲーションシステムなど
E3014	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業	ラジオ受信機・テレビジョン受信機。ラジオ付カセットレコーダはE3023
E3015	交通信号保安装置製造業	電気信号装置、鉄道信号機、自動転てつ器、分岐器
E3019	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業	火災警報装置、盗難警報装置、発光信号装置、通報信号装置
E302	映像・音響機械器具製造業	
E3021	ビデオ機器製造業	磁気録画装置、画像再生装置、DVDプレーヤー、ビデオカメラ、防犯カメラなど
E3022	デジタルカメラ製造業	デジタルカメラなど
E3023	電気音響機械器具製造業	ステレオセット、ICレコーダ、ハイファイ用増幅器、オーディオディスクプレーヤ、カーステレオ、カラオケ、イヤホン、ヘッドホン、補聴器、マイクロホンなど
E303	電子計算機・同附属装置製造業	
E3031	電子計算機製造業(パーソナルコンピュータを除く)	アナログ形電子計算機、デジタル形電子計算機、電子会計機、半導体設計用装置
E3032	パーソナルコンピュータ製造業	パーソナルコンピュータ
E3033	外部記憶装置製造業	磁気ディスク装置、光ディスク装置、ディスクアレイ装置、内蔵型FDD、DVDマルチメディアドライブなど
E3034	印刷装置製造業	ラインプリンタ、ページプリンタなど
E3035	表示装置製造業	CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ、スキャナー、端末装置、その他の入力装置など
E3039	その他の附属装置製造業	スキャナー、現金自動預け払い機
L7282	純粋持株会社	

第4表

自動車・同附属品製造業

日本標準産業分類(第12回改定・平成20年4月1日施行)の名称等		
分類番号	産業名	主な産業名の例示
E31	輸送用機械器具製造業	
E310	管理、補助的経済活動を行う事業所(E31輸送用機械器具製造業)	自動車・同附属品製造業に掲げる産業において管理補助的経済活動を行う事業所に限る。
E311	自動車・同附属品製造業	
E3111	自動車製造業(二輪自動車を含む)	各種自動車(二輪自動車を含む)の完成品及び自動車シャシーの製造並びに組立。構内運搬車両はE315、トラクタはE26。
E3112	自動車車体・附属車製造業	乗用車、トラック、バスの車体の製造並びに車体のシャシーの組付け。
E3113	自動車部分品・附属品製造業	自動車用エンジン、ブレーキ、クラッチ、ラジエータ、変速機、トランスミッション、車輪、ワイパー、オイルフィルタ、方向指示器、自動車バルブ、カーエアコン、カーヒータ、クラクション、バックミラーなど。 タイヤ・チューブはE19、自動車用ガラスはE21、自動車用金物・自動車用スタンプ加工品はE24、ヘッドライト・点火装置・蓄電池はE29。
L7282	純粋持株会社	

(注) 自動車用ワイヤハーネス製造業の産業分類は、
 中分類 E29 電気機械器具製造業
 小分類 E292 産業用電気機械器具製造業
 細分類 E2922 内燃機関電装品製造業
 に含まれる。

	名 称	適用の有無	根拠条文等
国家公務員及び公団関係職員	一般職に属する職員 イ 下記ロ以外の職員	適用されない	国家公務員法附則第 16 条
	ロ 特定独立行政法人等(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第 2 条第 4 号の法人)の職員	適用される	特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第 37 条第 1 項第 1 号
	特別職に属する職員 イ 裁判所職員(裁判官及び裁判官の秘書を除く。)	適用されない	裁判所職員臨時措置法 1 号による国家公務員法の準用
	ロ 国会議員 ハ 自衛隊員 ニ 上記以外の職員 特別職に属する国家公務員(大臣、議員、裁判官、各種委員、秘書官等)	適用されない 適用されない 適用される	国会職員法第 45 条第 1 項 自衛隊法第 108 条 国家公務員法第 2 条 5 項 国家公務員法の規程は特別職に属する職にはこれを適用しない。
	公団等関係職員	適用される	
地方公務員	一般職に属する職員 イ 下記ロ及びハ以外の職員	適用されない	地方公務員法第 58 条第 1 項
	ロ 地方公営企業(地方公営企業等の労働関係に関する法律第 3 条第 1 号の企業)及び特定地方独立行政法人(地方公営企業等の労働関係に関する法律第 3 条第 2 号)の職員	適用される	地方公営企業法第 39 条第 1 項(本法は、地方公営企業等の労働関係に関する法律第 17 条の規定によって、簡易水道事業の職員に準用される。)及び地方独立行政法人法第 53 条
	ハ 地方公務員法第 57 条に規定する地方公営企業の職員以外の単純労働者	適用される	地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第 5 項
	特別職に属する職員 (特別職に属する地方公務員のうち、知事、副知事、議員、委員等については、その職務の性格上、給与が条例で定められており、実態的に最低賃金を適用する余地はない。)	適用される	地方公務員法第 4 条第 2 項

最低賃金制度の沿革

山梨県の最低賃金の歴史

(1) 山梨県における最低賃金は、最低賃金法が施行された昭和34年7月に山梨地方最低賃金審議会が設置され、同年から業者間協定に基づく最低賃金いわゆる9条方式として、機械金属・織物・パン・菓子・貴金属・製材・印刷・和紙等の業種に最低賃金を新設した。

(2) 山梨県最低賃金(地域別最低賃金)については、昭和46年8月に初めて諮問を行い、昭和47年9月に答申、同年11月から効力が発生し、以降、毎年改正が行われている。

なお、昭和53年度以降においては中央最低賃金審議会から日額の引上げの目安額が示され、改正が行われている。

第6表

山梨県最低賃金改正の推移

年	時間額 (円)	日額 (円)	引上率 (%)	答申日	効力 発生日	年	時間額 (円)	日額 (円)	引上率 (%)	答申日	効力 発生日
昭和47年	130	1,040		S 47. 9. 7	S 47.11.16	平成2年	504	4,028	4.81	H 2. 8. 8	H 2.10. 1
	(112)					平成3年	528	4,224	4.87	H 3. 8. 8	H 3.10. 1
	[120]					平成4年	551	4,401	4.19	H 4. 8. 7	H 4.10. 1
昭和48年	156	1,250	20.19	S 49. 2. 4	S 49. 3.27	平成5年	568	4,537	3.09	H 5. 8. 9	H 5.10. 1
	(135)					平成6年	582	4,646	2.40	H 6. 8. 9	H 6.10. 1
	[144]					平成7年	595	4,752	2.28	H 7. 8. 9	H 7.10. 1
昭和49年	206	1,648	31.84	S 50. 1.24	S 50. 3.22	平成8年	608	4,851	2.08	H 8. 8. 7	H 8.10. 1
昭和50年	239	1,910	15.90	S 50.12.11	S 51. 2.13	平成9年	622	4,957	2.19	H 9. 8. 7	H 9.10. 1
	(214)	(1,708)				平成10年	632	5,046	1.80	H 10. 8. 7	H 10.10. 1
昭和51年	261	2,086	9.21	S 51. 9.28	S 51.11.20	平成11年	638	5,091	0.89	H 11. 8. 6	H 11.10. 1
	(236)	(1,886)				平成12年	643	5,131	0.79	H 12. 8. 9	H 12.10. 1
昭和52年	286	2,287	9.64	S 52. 9. 3	S 52.10.28	平成13年	647	5,166	0.68	H 13. 8. 8	H 13.10. 1
昭和53年	304	2,432	6.34	S 53. 8.18	S 53.10.12	平成14年	647		0	H 14. 8. 7	H 14.10. 1
昭和54年	323	2,582	6.17	S 54. 8.17	S 54.10.10	平成15年	647		0	H 15. 8. 6	H 15.10. 1
昭和55年	346	2,761	6.93	S 55. 8.16	S 55.10.10	平成16年	648		0.15	H 16. 8. 5	H 16.10. 1
昭和56年	367	2,936	6.34	S 56. 8.13	S 56.10. 9	平成17年	651		0.46	H 17. 8. 5	H 17.10. 1
昭和57年	387	3,093	5.35	S 57. 8.15	S 57.10. 7	平成18年	655		0.61	H 18. 8. 8	H 18.10. 1
昭和58年	399	3,191	3.17	S 58. 8.15	S 58.10. 7	平成19年	665		1.53	H 19. 8.31	H 19.10.28
昭和59年	412	3,289	3.07	S 59. 8.13	S 59.10. 7	平成20年	676		1.65	H 20. 8.26	H 20.10.25
昭和60年	426	3,407	3.59	S 60. 8.13	S 60.10. 6	平成21年	677		0.15	H 21. 8. 5	H 21.10. 1
昭和61年	439	3,509	2.99	S 61. 8.12	S 61.10. 6	平成22年	689		1.77	H 22. 8.23	H 22.10.17
昭和62年	449	3,586	2.19	S 62. 8.12	S 62.10. 5	平成23年	690		0.15	H 23. 8.23	H 23.10.20
昭和63年	462	3,693	2.98	S 63. 8.11	S 63.10. 3	平成24年	695		0.72	H 24. 8. 6	H 24.10. 1
平成元年	481	3,843	4.06	H 1. 8. 8	H 1.10. 1	平成25年	706		1.58	H 25. 8.21	H 25.10.18

(注)()内は、座繰生糸製造業に係る繰糸、再繰又は煮繭に主として従事する者。
[]内は、理容業又は美容業における理容師見習又は美容師見習の業務に従事する者。

(3) 産業別最低賃金については、新しい産業別最低賃金のあり方に対する考え方が、中央最低賃金審議会から56年、57年答申として示された。山梨地方最低賃金審議会では、旧産業別最低賃金の改善について鋭意審議を重ねた結果、次のとおり改善に努めることにした。

すなわち、57年度においては、18歳未満及び65歳以上の労働者の適用除外及び、57、58、59年の3年間にわたり業務・業種の整理を行うなど「わかりやすい最低賃金」を指向したが、その実施

は昭和 63 年度の新産業別最低賃金への移行以後となった。

昭和 61 年 2 月に中央最低賃金審議会から出された答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」によれば、地域別最低賃金がすでに成熟期を迎え、一定の金額水準に到達していることから、今後の産業別最低賃金は最低賃金法第 11 条の規定に基づく労働協約拡張適用方式と同法第 16 条の 4 の規定に基づく関係労使申出方式について設定されることとなった。

旧産業別最低賃金の年齢、業務、業種について計画的、段階的に適用除外を行いつつ検討を進め、必要と認められるものについては平成元年度まで新産業別最低賃金への転換を図ることとなった。

山梨地方最低賃金審議会においては、この答申の趣旨に沿って具体的な審議に入ったが、その経過は第 5 表のとおりである。

(4) 平成 14 年度には、中央最低賃金審議会の報告を受け、従来の日額時間額併用表示から時間額単独表示へ県内の全ての最低賃金が移行した。

(5) 最低賃金法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が、平成 19 年 12 月 5 日に公布され、平成 20 年 7 月 1 日から改正法が施行された。産業別最低賃金の名称は、特定最低賃金となり、この特定最低賃金については、最低賃金法の罰則の適用はないこととした。

また、改正法第 9 条第 3 項においては、地域別最低賃金と生活保護との関係について、生活保護に係る施策との整合性に配慮すると規定されたことにより、山梨県最低賃金と生活保護との比較を行い、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮することとなった。

(6) 特定（産業別）最低賃金の適用除外の措置については、年齢及び一部の業務に関する適用除外を実施してきたが、平成 19 年 8 月 23 日及び同年 10 月 15 日の山梨地方最低賃金審議会において、基幹的労働者の範囲を見直し検討すべきであるという意見が出された。これを受けて、同審議会に「適用除外見直し検討拡大運営小委員会」を設置し、審議・検討を行い、その結論が「適用除外見直し検討拡大運営小委員会報告書」として取りまとめられ、平成 21 年 3 月 24 日に開催された第 7 回山梨地方最低賃金審議会において、全会一致で了承された。

これを踏まえ、新たな適用除外業務を加えた平成 21 年度特定（産業別）最低賃金が発効となった。

特定(産業別)最低賃金の新設・廃止等

第7表

最低賃金件名	新設	廃止
機械金属製品等製造業最低賃金	昭和 43 年 9 月	平成 3 年 10 月
機械金属製品等製造業及び自動車整備業最低賃金	昭和 43 年 9 月	平成 3 年 10 月
木材・木製品製造業	昭和 44 年 9 月	平成 3 年 10 月
家具・装備品製造業	昭和 45 年 1 月	平成 3 年 10 月
自動車整備業・販売業最低賃金	昭和 45 年 1 月	昭和 51 年 12 月
繊維産業最低賃金	昭和 45 年 5 月	平成 2 年 9 月
食料品製造業最低賃金	昭和 45 年 8 月	平成 2 年 9 月
パルプ・紙・紙加工品製造業最低賃金	昭和 45 年 8 月	平成 2 年 10 月
出版・印刷・同関連産業最低賃金	昭和 45 年 8 月	平成 3 年 10 月
貴金属・プラスチック製品製造業最低賃金	昭和 46 年 3 月	平成 3 年 10 月
卸売業・小売業最低賃金	昭和 46 年 3 月	平成 3 年 10 月
理容・美容・クリーニング業最低賃金	昭和 46 年 9 月	昭和 50 年 11 月
電気機械器具製造業最低賃金	昭和 63 年 12 月	
自動車・同附属品製造業最低賃金	平成元年 12 月	

印は現在適用されている特定(産業別)最低賃金です。

山梨県の特定(産業別)最低賃金改正の推移

1. 電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業

第8表

年	最低賃金額(円)		答申年月日	効力発生日
	日額	時間額		
昭和63年	4,164	521	S 63. 10. 11	S 63. 12. 4
平成元年	4,350	544	H 1. 10. 9	H 1. 12. 1
平成2年	4,569	572	H 2. 10. 8	H 2. 12. 1
平成3年	4,825	604	H 3. 10. 7	H 3. 12. 1
平成4年	5,048	631	H 4. 10. 7	H 4. 12. 1
平成5年	5,220	653	H 5. 10. 7	H 5. 12. 1
平成6年	5,359	670	H 6. 10. 7	H 6. 12. 1
平成7年	5,491	687	H 7. 10. 9	H 7. 12. 1
平成8年	5,618	703	H 8. 10. 8	H 8. 12. 1
平成9年	5,754	720	H 9. 10. 8	H 9. 12. 1
平成10年	5,865	734	H 10. 10. 6	H 10. 12. 1
平成11年	5,918	740	H 11. 10. 7	H 11. 12. 1
平成12年	5,966	746	H 12. 10. 6	H 12. 12. 1
平成13年	6,008	751	H 13. 10. 5	H 13. 12. 1
平成14年		752	H 14. 10. 3	H 14. 12. 1
平成15年		753	H 15. 9. 29	H 15. 12. 1
平成16年		754	H 16. 9. 29	H 16. 12. 1
平成17年		757	H 17. 10. 5	H 17. 12. 1
平成18年		761	H 18. 10. 5	H 18. 12. 1
平成19年		770	H 19. 10. 11	H 19. 12. 6
平成20年		779	H 20. 10. 30	H 20. 12. 26
平成21年		782	H 21. 10. 28	H 21. 12. 27
平成22年		789	H 22. 10. 25	H 22. 12. 24
平成23年		793	H 23. 11. 1	H 23. 12. 31
平成24年		798	H 24. 10. 29	H 24. 12. 28
平成25年		806	H 25. 10. 28	H 25. 12. 26

(注) 日本標準産業分類の改訂により、平成20年からは「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」に改称となった。

2. 自動車・同附属品製造業

年	最低賃金額(円)		答申年月日	効力発生日
	日額	時間額		
平成元年	4,401	551	H 1. 10. 9	H 1. 12. 1
平成2年	4,632	579	H 2. 10. 8	H 2. 12. 1
平成3年	4,871	609	H 3. 10. 7	H 3. 12. 1
平成4年	5,093	637	H 4. 10. 7	H 4. 12. 1
平成5年	5,263	658	H 5. 10. 7	H 5. 12. 1
平成6年	5,404	676	H 6. 10. 7	H 6. 12. 1
平成7年	5,534	692	H 7. 10. 9	H 7. 12. 1
平成8年	5,664	708	H 8. 10. 8	H 8. 12. 1
平成9年	5,800	725	H 9. 10. 8	H 9. 12. 1
平成10年	5,911	739	H 10. 10. 6	H 10. 12. 1
平成11年	5,964	746	H 11. 10. 7	H 11. 12. 1
平成12年	6,012	752	H 12. 10. 6	H 12. 12. 1
平成13年	6,054	757	H 13. 10. 5	H 13. 12. 1
平成14年		758	H 14. 10. 3	H 14. 12. 1
平成15年		759	H 15. 9. 30	H 15. 12. 1
平成16年		760	H 16. 9. 27	H 16. 12. 1
平成17年		764	H 17. 10. 5	H 17. 12. 1
平成18年		768	H 18. 10. 4	H 18. 12. 1
平成19年		778	H 19. 10. 15	H 19. 12. 8
平成20年		788	H 20. 10. 29	H 20. 12. 25
平成21年		791	H 21. 10. 27	H 21. 12. 26
平成22年		798	H 22. 11. 4	H 23. 1. 5
平成23年		801	H 23. 11. 24	H 24. 1. 25
平成24年		806	H 24. 10. 29	H 24. 12. 28
平成25年		815	H 25. 10. 23	H 25. 12. 21

平成25年度地域別最低賃金改正状況

第9表

事項別 都道府県名	時間額 24年 (円)	時間額 25年 (円)	時間額 引上額 (円)	時間額 引上率 (%)	効力発生日
北海道	719	734	15	2.09	平成25年10月18日
青森	654	665	11	1.68	平成25年10月24日
岩手	653	665	12	1.84	平成25年10月27日
宮城	685	696	11	1.61	平成25年10月31日
秋田	654	665	11	1.68	平成25年10月26日
山形	654	665	11	1.68	平成25年10月24日
福島	664	675	11	1.66	平成25年10月 6日
茨城	699	713	14	2.00	平成25年10月20日
栃木	705	718	13	1.84	平成25年10月19日
群馬	696	707	11	1.58	平成25年10月13日
埼玉	771	785	14	1.82	平成25年10月20日
千葉	756	777	21	2.78	平成25年10月18日
東京	850	869	19	2.24	平成25年10月19日
神奈川	849	868	19	2.24	平成25年10月20日
新潟	689	701	12	1.74	平成25年10月26日
富山	700	712	12	1.71	平成25年10月 6日
石川	693	704	11	1.59	平成25年10月19日
福井	690	701	11	1.59	平成25年10月13日
山梨	695	706	11	1.58	平成25年10月18日
長野	700	713	13	1.86	平成25年10月19日
岐阜	713	724	11	1.54	平成25年10月19日
静岡	735	749	14	1.90	平成25年10月12日
愛知	758	780	22	2.90	平成25年10月26日
三重	724	737	13	1.80	平成25年10月19日
滋賀	716	730	14	1.96	平成25年10月25日
京都	759	773	14	1.84	平成25年10月24日
大阪	800	819	19	2.38	平成25年10月18日
兵庫	749	761	12	1.60	平成25年10月19日
奈良	699	710	11	1.57	平成25年10月20日
和歌山	690	701	11	1.59	平成25年10月19日
鳥取	653	664	11	1.68	平成25年10月25日
島根	652	664	12	1.84	平成25年11月 6日
岡山	691	703	12	1.74	平成25年10月30日
広島	719	733	14	1.95	平成25年10月24日
山口	690	701	11	1.59	平成25年10月10日
徳島	654	666	12	1.83	平成25年10月30日
香川	674	686	12	1.78	平成25年10月24日
愛媛	654	666	12	1.83	平成25年10月31日
高知	652	664	12	1.84	平成25年10月26日
福岡	701	712	11	1.57	平成25年10月18日
佐賀	653	664	11	1.68	平成25年10月26日
長崎	653	664	11	1.68	平成25年10月20日
熊本	653	664	11	1.68	平成25年10月30日
大分	653	664	11	1.68	平成25年10月20日
宮崎	653	664	11	1.68	平成25年11月 2日
鹿児島	654	665	11	1.68	平成25年10月27日
沖縄	653	664	11	1.68	平成25年10月26日

山梨県最低賃金と一般賃金水準との比較

第10表

年	最低賃金額 (円)	きまって 支給する給与 (月額) 〔最賃の占める比率〕	高卒初任給		パートタイム労働者			最賃 引上率%	きまって 支給する 給与 上昇率%	高卒初任給 上昇率%		春闘平均 賃上率%
	時間額		男性 〔最賃の占める比率〕	女性 〔最賃の占める比率〕	きまって 支給する給与 (月額)	総実労働 時間数	時間額賃金 〔最賃の占める比率〕			男性	女性	
平成14年	647 (103,520)	268,710 〔38.5%〕	157,400 〔65.8%〕	153,800 〔67.3%〕	100,906	103.2	978 〔66.2%〕	0.00	2.1	-1.69	1.18	1.62
平成15年	647 (103,520)	272,132 〔38.0%〕	164,100 〔63.1%〕	151,700 〔68.2%〕	97,033	99.4	976 〔66.3%〕	0.00	-0.7	4.26	-1.37	1.58
平成16年	648 (103,680)	260,909 〔39.7%〕	151,800 〔68.3%〕	150,500 〔68.9%〕	98,148	103.2	951 〔68.1%〕	0.15	-1.4	-7.50	-0.79	1.67
平成17年	651 (104,160)	253,243 〔41.1%〕	154,100 〔67.6%〕	153,900 〔67.7%〕	101,673	104.1	977 〔66.7%〕	0.46	-3.2	1.52	2.26	1.71
平成18年	655 (104,800)	263,565 〔39.8%〕	155,700 〔67.3%〕	159,500 〔65.7%〕	106,841	108.5	985 〔66.5%〕	0.61	4.1	1.04	3.64	1.74
平成19年	665 (106,400)	263,452 〔40.4%〕	158,500 〔67.1%〕	152,600 〔69.7%〕	101,712	102.1	996 〔66.8%〕	1.53	1.3	1.80	-4.33	1.90
平成20年	676 (108,160)	257,398 〔42.0%〕	156,200 〔69.2%〕	152,300 〔71.0%〕	101,800	105.5	965 〔70.1%〕	1.65	-2.2	-1.45	-0.20	1.93
平成21年	677 (108,320)	247,256 〔43.8%〕	157,800 〔68.6%〕	154,000 〔70.3%〕	97,946	101.1	969 〔69.9%〕	0.15	-4.0	1.02	1.12	1.62
平成22年	689 (110,240)	243,166 〔45.3%〕	160,500 〔68.7%〕	153,900 〔71.6%〕	96,647	100.8	959 〔71.9%〕	1.77	-2.5	1.71	-0.06	1.67
平成23年	690 (110,400)	253,865 〔43.5%〕	168,000 〔65.7%〕	160,300 〔68.9%〕	97,005	101.1	959 〔71.9%〕	0.15	3.5	4.67	4.16	1.60
平成24年	695 (111,200)	242,803 〔45.8%〕	157,800 〔70.5%〕	162,100 〔68.6%〕	97,086	99.0	981 〔70.9%〕	0.72	-2.4	-6.07	1.12	1.51
平成25年	706 (112,960)	243,159 〔46.5%〕	160,600 〔70.3%〕	145,800 〔77.5%〕	99,395	100.8	986 〔71.6%〕	1.58	0.1	1.77	-10.06	1.64
備考	()内は、 時間額×160H	毎勤統計調査 (規模5人以上、6月分)	賃金構造基本統計調査		毎勤統計調査 (規模5人以上、6月分)				毎勤統計調査 (規模5人以上、6月分)	賃金構造基本統計調査		山梨県 労政雇用課

(注) 「最賃の占める比率」とは、最低賃金の日額×20の値と比較したものである。
「パートタイム労働者の時間額賃金」=「パートタイム労働者のきまって支給する給与(月額)」÷「パートタイム労働者の総実労働時間数」。

賃金室からのお知らせ

使ってみよう！「業務改善助成金」

「業務改善助成金」は、賃金引上計画の作成等の一定の条件はあるものの、条件を満たせば業務改善（生産性の向上が見込める機器、設備などのハードはもちろん、社員の研修、就業規則の整備などのソフト面まで含んだもの）に要した経費の一部を助成するものです。設備の改善などを検討中の企業にとっては改善資金調達の一助となるように、国が日本再興の為に用意した助成金です。

詳細は以下のとおりですが、設備改善等の予定があれば、ご検討・活用を！

山梨県内に事業場を置く中小企業事業主が、事業場内の最も低い時間給を40円以上引上げる際に、賃金引上げに資する業務改善を支援するための必要な経費について、助成金を交付します。

支給要件

- 1 事業実施計画の策定（事前に交付申請書の提出が必要です。）
事業場内で最も低い時間給を800円未満から40円以上引上げる「賃金引上計画」の策定
労働者の意見を聴いて、改善経費が10万円以上である「業務改善計画」の策定
- 2 事業場内最低賃金規程の作成
賃金引上計画に基づき、事業場内最低賃金を40円以上引上げる内容を定めること
- 3 賃金引上げの実施
事業場内最低賃金規程に基づき、賃金を引上げること
- 4 業務改善の実施
業務改善計画に基づき、業務改善を実施し、その経費を支払うこと
上記の計画期間中に支給要件を満たした年度に4の経費の2分の1（常時使用する労働者の数が、企業全体で30人以下の事業場にあつては4分の3：上限100万円）を支給します。（当該年度内に事業が完了したものの。）

労務・経営に係る相談は、最低賃金相談支援センターへ！

「最低賃金総合相談支援センター」では、労務改善のみでなく経営・業務改善も含めたワンストップ相談をおこなっています。ここでは、社会保険労務士、中小企業診断士等の専門家の派遣も無料で行っています。

労務・業務改善でお悩みのことがありましたら、気軽にご相談を！
山梨県最低賃金総合相談支援センター 055-237-3215（山梨県中小企業団体中央会内）

賃金相談承ります。（賃金相談室のご案内）

「賃金体系を変更したい。」「退職金制度をどうしようか。」「基本給や手当の決め方は？」など、企業からの賃金・退職金制度等に関するお悩み相談を承ります。賃金相談員（社会保険労務士）が相談に当たります。

賃金相談室の開設は、原則として第1・3金曜日ですが、電話予約制となっています。

自社の賃金制度等についてじっくり、相談・検討できます。お気軽にご相談下さい。（無料）

お申し込みは 055-225-2854（山梨労働局賃金室）までご連絡ください。



賃金統計調査に、 ご協力をお願いいたします。

山梨労働局賃金室では、最低賃金の改正や県内労働者の給与及び就労実態を把握して、行政に反映させるために、下記に掲示する各種の統計調査を実施しております。

事業者等の皆様には、業務多忙の中、大変御迷惑とは思いますが、調査の意義を御理解の上、是非とも御協力の程、よろしくお願い申し上げます。

なお、御協力いただきました調査内容は、調査の目的以外には使用することはありませんし、個別に発表することもありますので、ありのままを御記入願います。

また、御提出いただいた調査内容について、当局職員が電話での補足や、調査のお願いをさせていただくことがありますので、よろしくお願いいたします。

なお、最近、労働局職員の名を騙ったり、類似の名称で「調査まがいの電話」がされる事案が発生しておりますので御注意願います。

主な賃金関係調査

< 統計調査の名称 >	< 調査の目的 >	< 調査の時期 >
○ 賃金改定状況調査	最低賃金改定のための資料	6月上旬
○ 最低賃金に関する基礎調査	最低賃金改定のための資料	6月中旬
○ 賃金構造基本統計調査	地域・職種・年齢・勤続年数別等で労働者の賃金実態の把握	7月
○ 家内労働概況・実態調査	山梨県内の家内労働にかかる委託状況等の把握	10、11月

山梨労働局賃金室 ☎ 055(225)2854

〒400-8577

FAX 055(225)2783

甲府市丸の内 1-1-11 <http://yamanashi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/> 発行 / 平成26年4月